(監査委員事務局 包括外部監査人による監査の結果に基づき講じた措置の公表)

監査委員公表第714号

令和4年3月31日付け監査委員公表第689号及び令和5年3月31日付け監査委員公表第704号で公表した包括外部監査人の監査の結果に基づき、大分県知事、教育委員会教育長及び公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年2月16日

大分県監査委員	長名	3 尾	雅	通
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	古 目	手 川	正	治
大分県監査委員	吉	村	哲	彦

○ 措置状況の概要

- 2 令和4年度包括外部監査結果(令5.3.31公表)に対する措置状況
 - (1) 監査テーマ:「外郭団体の適切かつ効率的な運営と内部統制について」
 - (2) 概要

				措置	置の内容(件類	数)
	団 体 名	所管部局課(室)	監査の結果 (件 数)	1.1	対応困難	検討中
		WI (33)	(IT 3 X)	対応済	対応不可	(対応進行 /検討)
1	公益財団法人大分県自治人材育成センター	総務部 人事課	8	8	0	0
2	公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団	企画振興部 芸術文化スポーツ振興課	5	5	0	0
3	大分高速鉄道保有株式会社	企画振興部 交通政策課	6	4	0	2
4	大分航空ターミナル株式会社	企画振興部 交通政策課	8	7	1	0
5	社会福祉法人大分県社会福祉協議会	福祉保健部 福祉保健企画課	4	4	0	0
6	公益財団法人大分県地域保健支援センター	福祉保健部 健康づくり支援課	10	9	0	1
7	公益財団法人大分県臓器移植医療協会	福祉保健部 健康づくり支援課	7	5	0	2
8	公益財団法人大分県生活衛生営業指導センター	生活環境部 食品・生活衛生課	6	5	0	1
9	公益財団法人大分県産業創造機構	商工観光労働部 工業振興課	5	4	1	0
10	公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所	商工観光労働部 DX推進課	2	2	0	0
11	公益財団法人日田玖珠地域産業振興センター	商工観光労働部 商業・サービス業振興課	8	7	0	1
12	大分ブランドクリエイト株式会社	商工観光労働部 商業・サービス業振興課	5	5	0	0
13	公益財団法人大分県総合雇用推進協会	商工観光労働部 雇用労働政策課	5	5	0	0
14	公益社団法人ツーリズムおおいた	商工観光労働部 観光政策課	4	3	0	1
15	公益社団法人大分県農業農村振興公社	農林水産部 水田畑地化・集落営農課	3	3	0	0
16	一般財団法人大分県主要農作物改善協会	農林水産部 水田畑地化・集落営農課	2	2	0	0
17	一般社団法人大分県農業会議	農林水産部 水田畑地化・集落営農課	5	5	0	0
18	公益社団法人大分県畜産協会	農林水産部 畜産振興課	5	4	0	1

				措置	置の内容(件数	数)
	団 体 名	所管部局課(室)	監査の結果 (件数)	対応済	対応困難 対応不可	検討中 (対応進行 /検討)
19	公益財団法人森林ネットおおいた	農林水産部 林務管理課	6	6	0	0
20	公益社団法人大分県漁業公社	農林水産部 水産振興課	6	6	0	0
21	公益財団法人大分県建設技術センター	土木建築部 建設政策課	3	3	0	0
22	大分県土地開発公社	土木建築部 用地対策課	4	4	0	0
23	株式会社大分国際貿易センター	土木建築部港湾課	9	9	0	0
24	大分県住宅供給公社	土木建築部建築住宅課	5	5	0	0
25	公益財団法人大分県奨学会	教育庁教育財務課	3	3	0	0
26	公益財団法人大分県スポーツ協会	教育庁 体育保健課	6	6	0	0
27	公益財団法人大分県暴力追放運動推進センター	警察本部 組織犯罪対策課	5	4	1	0
28	公益財団法人大分県交通安全協会	警察本部 交通企画課	10	10	0	0
29	株式会社大分フットボールクラブ	企画振興部 芸術文化スポーツ振興課	2	2	0	0
30	株式会社別府交通センター	企画振興部 交通政策課	4	3	0	1
31	一般財団法人大分県自動車会議所	企画振興部 交通政策課	3	3	0	0
32	公益財団法人大分県アイバンク協会	福祉保健部 健康づくり支援課	4	2	0	2
33	公益財団法人大分県環境管理協会	生活環境部 循環社会推進課	3	3	0	0
34	大分県信用保証協会	商工観光労働部 経営創造・金融課	1	1	0	0
35	株式会社大分放送	商工観光労働部 DX推進課	2	2	0	0
36	大分朝日放送株式会社	商工観光労働部 DX推進課	2	2	0	0
37	株式会社エフエム大分	商工観光労働部 DX推進課	2	2	0	0
38	大分県デジタルネットワークセンター株式会社	商工観光労働部 DX推進課	1	1	0	0
39	大分県農業信用基金協会	農林水産部 団体指導・金融課	3	3	0	0
40	公益社団法人大分県園芸振興基金協会	農林水産部園芸振興課	1	1	0	0
41	株式会社大分県畜産公社	農林水産部 畜産振興課	2	1	1	0
42	周防灘フェリー株式会社	農林水産部 漁港漁村整備課	2	1	0	1
43	公益財団法人大分県防犯協会	警察本部 生活安全企画課	4	3	0	1
	合 計		191	173	4	14

(監査テーマ:外郭団体の適切かつ効率的な運営と内部統制について)

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
公益財団法人大	【結果】指摘 1-1		報告書
分県自治人材育	県職員の監事就任について		25 ページ
成センター	大分県公社等外郭団体に関す	県の職員研修を所管し、職員に求	
	る指導指針によれば、県職員の	められる能力を把握しており、その	
総 務 部	監事等への就任等について「県	時々のニーズに合った研修が実施さ	
(人事課)	職員は、原則として外郭団体の	れているか見極められる立場の者で	
	監事等に就任しないものとす	ある人事課長が最も適しているた	
	る」と定められているが、当法人	め、センター設立時から監事に就任	
	の監事に県職員が就任してい	している。	
	る。	併せて、研修等の業務監査につい	
	指導指針には例外として認め	ては県側及び市町村側監事が、財務	
	られるルールが明らかにされて	監査については公認会計士等の会計	
	おらず、また令和3年度の外郭	専門家が主に行うことにより、法人	
	団体の経営状況等の公表資料に	の業務及び財務の両面について、適	
	おいても説明がなされていな	正な運営に資する監査体制としてい	
	い。どのような経緯で県職員が	る。	
	監事に就任しているかを明らか	外郭団体の経営状況等の公表資料	
	にする必要がある。	には「人的関与の見直し状況」の記載	
		欄があることから、令和5年度公表	
		資料から、上記の経緯を記載するこ	
		ととした。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 1-2		報告書
	職員配置状況の公表の工夫につ		25 ページ
	いて		
	当法人の職員数の構成は、県	令和5年度から外郭団体の経営状	
	からの派遣職員と県職員OB、	況等の公表資料において、概要欄の	
	プロパー職員等の3つに区分さ	「特記事項」欄に役員構成について、	
	れ公表されているところであ	「人的関与の見直し状況」欄に職員	
	る。プロパー職員等には市町村	構成について、詳細な内訳を付記し	
	からの派遣職員や市町村職員O	た。	
	Bが含まれている。市町村も出	なお、当法人への出資比率は県と	
	資者であり副市長等が理事に就	市町村それぞれ 50%ずつとなってい	
	任している状況である。	る。令和4年9月時点で役員につい	
	今後は、市町村職員に係る情		
	報も併せて公表するなどして、	員3人、市町村首長・副首長 18 人、	

団 体 名	 監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	当法人の職員と出資者や理事と	その他4人となっている。また、職員	NHI 🤼
	の関係性をより的確に把握でき	については、県職員6人、市職員3	
	るようにすることが有用性の観	人、市職員OB1人、プロパー4人と	
	点から望ましい。	なっている。	
	-	【対応済】	
	【結果】指摘 1-3		報告書
	金種表の保管について		26ページ
	当法人の財務会計規程による	令和5年1月から過去の特定の日	
	と、毎日、現金残高と現金出納帳	の金種表が確認できるよう、毎日の	
	との照合を行うこととされてい	現金残高の記録が残る様式に改め、	
	る。照合状況を確認したところ、	運用している。	
	現金残高を記載した金種表が	【対応済】	
	日々パソコンで上書き作成され		
	ていたことから、過去の特定の		
	日の金種表を確認することがで		
	きなかった。照合に用いた金種		
	表は一定期間保管しておく必要		
	がある。		
	【結果】指摘 1-4		報告書
	オンライン研修の促進について		26 ページ
	オンライン(遠隔、web)研		
	修は、対面による研修と比較す		
	れば、移動等のコストが削減さ		
	れると同時に、研修対象者のス	ンで参加できる併用方式を14講座で	
	ケジュール調整が容易になり、	実施した。また、一定期間に配信され	
	参加者数の増加にも繋がること	る映像を受講するオンデマンド方式	
	が期待される。オンライン研修	を9講座で実施した。	
	の一層の促進を図られたい。	受講に当たっては、研修に集中で	
		きる環境を整えるよう受講者に注意	
		喚起を行うとともに、不正受講への	
		対策として、200M配信中のビデ	
		オ画面の確認やアンケート結果によりの発達がある。	
		り受講状況を把握している。	
		今後も研修内容に応じて、満足度が真まるようないライン研修を活用	
		が高まるようオンライン研修を活用	
		していく。 【対応済】	
			報告書
	研修経費に係る県と市町村の負		報 口 音 27 ページ
	世について		21.
	151C 20. C		

	いまっけ用 ロ が 辛 日	#	/±: +7.
団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	県職員と市町村職員の合同研	財源確保の安定性の観点から、合	
	修に係る経費負担については、	同研修の経費は県との協定書におい	
	研修計画による定員の割合で負	て実績人数による按分の変更は行わ	
	担額が按分、決定されている。こ	ないとしているが、募集状況の段階	
	の方法では、実際の受講者の割	で計画値と大きく乖離した場合には	
	合が計画値と大きく乖離した場	受益者が応分を負担する仕組みとし	
	合、受益者が応分の対価を負担	ている。	
	しない歪なケースも生じること	【対応済】	
	に留意しておく必要がある。一		
	定の乖離が見られた場合には、		
	費用負担を補正することも検討		
	されたい。		
	【結果】指摘 1-6		報告書
	事業費と管理費の比率について		27 ページ
	正味財産増減計算書の事業費	令和2年度については、新型コロ	
	と管理費の比率を見ると管理費	ナウイルス感染症の影響で10講座を	
	の割合が高い。管理費は固定費	中止とするなど研修事業費が減少	
	的な側面が強く、管理費比率を	し、令和元年度の管理費比率 49.5%	
	下げることが効率性、経済性に	に比べ 52.1%まで上昇したが、令和	
	つながる可能性がある。組織構	3年度はオンライン研修を実施でき	
	造や事業スキーム、研修事業の	る体制が整い、中止していた研修を	
	管理方法等を見直す余地がない	再開したため、48.2%となっている。	
	か検討されたい。	また、センター職員については主	
	また、少子高齢化社会におけ	として県及び各市町村からの派遣職	
	る県・市町村職員数の将来的な	員で構成されているが、研修派遣の	
	減少に合わせて、当法人の職員	意味合いもあることから、最近は若	
	数の配置について中長期的な方	手職員が派遣されており、人件費の	
	針を検討しておくことが望まし	抑制により管理費は低減傾向にあ	
	V' _o	る。今後とも、常にコスト意識を持っ	
		て経費の節減に努め、効率的な財団	
		運営を図っていく。	
		センター職員数の配置について	
		は、地方創生に資する人材育成に向	
		け、現状程度の組織体制を当面維持	
		していきたいと考えているが、研修	
		効果が最大限発揮される効率的な組	
		織となるよう継続的に検討を進めて	
		いく。	
		、、。 【対応済】	
		₹×1//ш/1/1 1	報告書
1			TK [] [

団体名	監査の結果及び意見	措	 置	<i>O</i>	内	 容	備考
	活動に対する意識向上について	7.51					28ページ
	当法人は、県・市町村職員の研	令和 2	年度は	新型コ	ロナウ	フイルス	
	修という非常に公益性の高い事	感染症の)影響	により	、受	講率は	
	業を行っている一方、提供する	69.6%、	理事出	席率は	77. 3%	6と低調	
	サービスに対する直接的な便益	だったか	ぶ、令	和4年	医度は	受講率	
	は、県民ではなく受講した県・市	90.6%、	理事出	席率は	90.7%	6となっ	
	町村職員が受けるという特徴が	た。					
	ある。この点を十分に認識し、可	また、	令和 5	年度研	修計画	面の策定	
	能な限り最小のコストで最大の	に際して	は、県々	や市町村	寸の首:	長、職員	
	成果がもたらされるよう、たゆ	双方から	の意見	も踏ま	え、ラ	デジタル	
	まぬ努力・工夫を求められる。	人材の育	成など	を重点	事項に	こ設定し	
		た。					
		なお、テ	 有町村耶	戰員研修	冬は、5	5年ごと	
		に作成す	る研修	基本方	針をも	っとに、	
		市町村訪	問や年	3回の	担当者	音会議を	
		通じた意	見聴取	を行い	、県と	市町村	
		の独自性	にも配	慮して	研修計	十画を策	
		定してい	るが、	市町村	ごとに	に独自の	
		研修も実	施して	いる。そ	そのたる	め、市町	
		村ごとの	参加者	数の多	寡を評	呼価基準	
		とはして	いない	が、各	市町村	けのニー	
		ズをきめ	細かく	吸い上	げなか	ら、共	
		通項とな	る当法	人の研	修の充	定実を図	
		っていく。	0				
		今後も	最小の	コスト	で最大	ての成果	
		がもたら	される	よう、児	県・市町	丁村双方	
		のニーズ	を踏ま	えた効	果的な	は研修の	
		実施に努	めてい	<。			
		【対応済]				
	【結果】指摘 1-8						報告書
	自主財源の確保について						29 ページ
	当法人は、県・市町村からの補	現在、	太陽光	発電の	収益に	は研修事	
	助金と負担金を財源として研修	業に充て	ている。				
	事業を実施しているところであ	また、	空いた	時間帯	の施設	设の活用	
	る。市町村等においても社会保	について	は、オ	ンデマ	ンドカ	5式講座	
	障関係費をはじめとした義務的	の映像収	録や各	自治体	主催の)研修事	
	経費の支出により財政状況は今	業へ施設	を貸与	するな	ど、弓	き続き	
	後も厳しいことが予想される。	経費の節	減及び	施設の	有効活	5用を図	
	当法人では、現在は太陽光発	っていく。	o				
	電を収益事業として掲げている	なお、料	将来の旅	を設・設	は備の 勇	更新に向	

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	ところであるが、例えば研修事	けては、県及び市町村間で協議し、令	2,14
	 業の一般開放、講義のDVD化	 和 5 年度中に長寿命化を見据えて維	
	による有料貸与といった取組	持管理方針を策定した。	
	 や、オンライン研修を増やすこ	今後は策定した維持管理方針をも	
	とで空いたスペースを一般開放	 とに保全計画を立て、財源を確保し	
	 し、賃貸収入を確保するといっ	ていくこととしている。	
	 た取組も検討する余地があると	【対応済】	
	考えられる。		
	また、監事の監査コメント資		
	料を閲覧したところ、研修施設		
	の修繕等に係る見通しを立てた		
	- 方が良いとの指摘があったた		
	め、将来の設備更新のためにも		
	自主財源の確保について継続的		
	に検討することが望まれる。		
公益財団法人大	【結果】指摘 2-1		報告書
分県芸術文化ス	月次報告書について		32ページ
ポーツ振興財団	指定管理施設の管理委託に関	当施設は、多くの県民が集まる大	
	する月次報告書は分厚いが、定	型施設であり、県として適正な管理	
企画振興部	例的な内容が多い。報告内容を	運営を確認する必要がある。	
(芸術文化スポ	簡素化する方向での見直しが望	このため、報告項目や頻度の簡素	
ーツ振興課)	まれる。	化ではなく、記載量の削減等で事務	
		軽減を図るよう、財団と協議し、これ	
		までエスカレーターの点検等すべて	
		の報告書を提出させていたところを	
		「管理業務の実施状況に関する報	
		告」としてまとめて提出するよう変	
		更した。あわせて、郵送による提出だ	
		ったものを電子データによる提出に	
		変更した。	
		なお、「指定管理者制度運用ガイド	
		ライン」においてその頻度や項目は	
		定められており、それに則り提出し	
		ている。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 2-2		報告書
	施設管理委託料の前倒支払決定		33 ページ
	のプロセスについて		
	県が支払う施設管理委託料に	委託料の前倒し支出については、	
	ついて、当法人から前倒しの支	財団から「収支見込表」の提出を受け	

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	払いの要請を受けている。県は、	て資金繰りを詳細に協議した結果、)/HI 1/7
	施設管理委託料支払いの前倒し	コロナの影響もあり施設収入の減少	
	要請に応じたが、当該前倒支払	が大きく、10月以降の収入不足が著	
	いを決定した判断のプロセスを	しいことが認められたため、支払い	
	記録することが望まれる。	月の前倒しを行ったもの。	
	山城)ることが主なべる。	財団の要請をそのまま受け入れた	
		ものではなく、経緯と収支見込み表	
		を確認し、協議を行った上で、施設の	
		円滑な運営を確保し、県民サービス	
		の維持を図るためには支払いの前倒	
		しが必要と判断し、協定書に基づき	
		変更契約したもの。今後同様の申し	
		出があった場合は、その協議の記録	
		も残すこととする。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 2-3	-	報告書
	コロナ禍に対処するための、総		33 ページ
	合文化センター・県立美術館管		
	理維持体制持続化事業負担金に		
	関する徴求資料について		
	県が当法人から入手した管理	コロナ禍の影響を受けた他の指定	
	維持体制持続化事業負担金に係	管理施設と同様に、県として統一さ	
	る根拠資料について、その内容	れた算定方法に基づき負担したも	
	を適切に確認することが望まれ	の。	
	る。	なお、負担額算定の際は、休館等に	
		伴う収入減少額、光熱水費等の支出	
		減少額、サーモカメラの購入等によ	
		る支出の増加を確認し、精査を行っ	
		た。今後同様の負担金算定があった	
		場合は、その根拠書類精査の記録も	
		残すこととする。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 2-4		報告書
	徴求する実績報告書について		34 ページ
	芸術文化ゾーン拠点創出事業	大分県芸術文化ゾーン拠点創出事	
	に係る補助金の活用状況とその	業費補助金は、大分県芸術文化スポ	
	成果などが把握できる具体的な	ーツ振興財団内に設置した文化国際	
	記載のある実績報告書を徴求す	事業基金を、事業実施に必要な額を	
	ることが望ましい。	増額するために要する経費を補助対	
		象としているため、実績報告には、増	

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
		額を確認できる「特定資産台帳」と通	
		帳の写しを添付している。今後はそ	
		れに加え、基金活用状況を実績報告	
		に添付する。	
		文化国際事業基金は、県民に質の	
		高い芸術文化に触れる機会を提供す	
		るために財団が開催する「自主事業」	
		の経費に充てるために造成してい	
		る。	
		特に近年は、コロナ禍により自主	
		事業の採算性が悪化しており、自主	
		事業の開催に要する経費は不透明な	
		状況が続いている。	
		事業実施に必要な額 85,000 千円	
		は、総合文化センター事業 20,000 千	
		円、美術館事業 50,000 千円、ゾーン	
		事業 10,000 千円、予備費 5,000 千円	
		であり、過去の実績等から算定して	
		いる。	
		事業は年度をまたいで準備するも	
		のもあり、基金残高は、県民が求める	
		魅力的な自主事業を機動的に企画・	
		運営するためには相応の残高が必要	
		であり、現在の基金残高は、令和5年	
		度のセンター改修後こけら落とし及	
		び令和6年度の美術館の10周年とい	
		う大規模イベントを見越した金額で	
		ある。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 2-5	4	報告書
	事業費と管理費の区分について	3	34 ページ
	事業費と管理費の区分につい	4月から2月までの月次収支にお	
	て、4月から2月までの月次収	いても、区分可能な経費については	
	支では両者を一律、事業費で整	事業費と管理費に区分して計上する	
	理して、3月において事業費か	こととした。	
	ら管理費に振り替える処理をし	共通経費については、費用科目が	
	ているが、月次の実績管理にお	多く毎月配賦計算すると職員の負担	
	いても両者を一定の基準に基づ	が増大すること、また、年度末に一括	
	き、区分することが望ましい。	して配賦しても最終的な結果はほと	
		んど変わらないことを踏まえ、合理	

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
		的な事務処理の観点から、決算時(3	
		月)にまとめて振替処理を行うこと	
		としている。	
		【対応済】	
大分高速鉄道保	【結果】指摘 3-1		報告書
有株式会社	組織体制について		37 ページ
	実態として常勤1名の会社組	令和5年9月に策定した令和5年	
企画振興部	織であり、組織として内部牽制	度監査役監査計画から取締役の業務	
(交通政策課)	が効く体制を構築すべきであ	執行状況及び財産管理状況等を確認	
	る。	する旨を加えるとともに、令和5年	
		4月から「①公認会計士による定期	
		的な経理業務のチェック」、「②監査	
		役による定期的な勤務実態、財産管	
		理状況等のチェック」が着実に行わ	
		れていることを第3者が確認できる	
		記録簿を整備した。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 3-2		報告書
	会社清算に向けた準備と課題に		38 ページ
	ついて		
	会社清算に向けた準備と課題	令和5年5月、6月と計2回、JR	
	について、以下のとおりとすべ	九州と協議を行い、会社清算に向け	
	きである。	た課題を整理した。県としては出資	
	[1]会社清算に向けた合意書の	金を回収できないまま令和10年度に	
	締結、清算に向けた具体的なロ	は清算できないとの方針を伝え、現	
	- ドマップの策定を進める必要	在JR九州と清算時期延長等も含	
	がある。	め、清算に向けた課題や方向性につ	
	[2]予定している清算時期で	いて協議している。	
	は、県が出資金を回収できない	【検討中(対応進行)】	
	見通しとなっている。出資した		
	資金が確実に回収できるよう、		
	今後も継続的にJR九州と具体		
	的な協議が必要である。		
	【結果】指摘 3-3		報告書
	法人の存続意義の再検討につい		39ページ
	て		
	法人の組織や取引の実態、関	令和5年5月、6月と計2回、JR	
	係企業を取り巻く経営状況の変	九州と協議を行い、会社清算に向け	
	化を踏まえて、法人の存続意義	た課題を整理した。県としては出資	
	について、再検討することが求	金を回収できないまま令和10年度に	

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
P IT A	められる。	は清算できないとの方針を伝え、現	Nul .A
		在JR九州と清算時期延長等も含	
		め、清算に向けた課題や方向性につ	
		いて協議している。	
		【検討中(対応進行)】	
	【結果】指摘 3-4		報告書
	小口現金及び預金の管理につい		39 ページ
	て		
	帳簿残高と現物を照合した証	令和5年4月から通帳との照合を	
	跡が残っていなかった。両者が	行った都度、適切に管理状況を把握	
	一致していることを照合した証	したという証跡を残すよう対応し	
	跡を残すことが望ましい。	た。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 3-5		報告書
	規程類の見直しについて		40 ページ
	会社設立から 20 年以上が経過	全ての規程類について見直し等の	
	しているが、規程類が全く見直	必要性がないか精査し、令和5年9	
	されていないため、見直し等の	月に取締役会規則、経理規程を改め	
	必要がないか精査することが望	た。	
	まれる。	【対応済】	
	【結果】指摘 3-6		報告書
	固定資産の現物確認について		40 ページ
	当法人は、固定資産台帳を整備	管理協定により固定資産の現物確	
	しているが、現物確認を実施し	認はJR九州が定期的に行うことと	
	ていない。台帳に記載のある固	なっているが、令和5年4月から実	
	定資産が、現物として存在する	施状況の報告を同社に求めることと	
	のかどうかの確認をすることが	し、疑義があれば同社とともに直接	
	望まれる。	現地確認をすることとした。	
十八世帝と	【独田】 地拉 4 1	【対応済】	却化事
大分航空ターミ	【結果】指摘 4-1 また提供式 (関係会社株式会社)		報告書
ナル株式会社 	非上場株式(関係会社株式含む)		45ページ
企画振興部	の評価について	 (株)大分航空トラベルについて	
(交通政策課)	当法人の完全子会社である (株)大分航空トラベルは令和	(株) 人分航空トラベルについて は、令和5年4月1日をもって、当法	
(又四以水床)	4年3月末において債務超過会	人に吸収合併を行った。有価証券の	
	社となっているが、法人の決算	会計処理については、顧問税理士に	
	書では、関係会社株式(帳簿価額	確認し、令和4年度決算では評価損	
	50,000 千円) について評価損が	の計上を行わず、令和5年4月1日	
	計上されておらず、また評価損	付けで特別損失に計上することとし	
	の要否を検討した資料なども確	た。	
	7. H 2 1/14 2 12 2/11 6 C 0 FE	0	j

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	認できなかった。 非上場株式について評価損の 要否を毎期検討し、必要に応じ て会計上の手当を行うべきであ る。	その他の非上場株式については、 令和4年度決算から評価損の要否を 毎期検討し、簿価に対して時価が 50%超下落している有価証券につい ては、評価損を特別損失で計上する こととしたが、令和4年度決算につ いては50%超下落していなかった。	V.13 3
	【結果】指摘 4-2 内部統制について 会計上、過年度分の処理誤りが散見された。可能な限りタイムリーに修正が行われるよう内部統制を含む業務改善が必要である。過去の外部監査等の指摘も踏まえ、会社全体として対応を丁寧に行っていく必要があるといえる。	【対応済】 これまで取り組んできた複数の業務管理者による定期的な確認作業、業務監査担当の設置、定期・臨時の平成 30 年 11 月から新たに定期的な倫理 研修を実施することとし、併せて社員の相談窓口を新設した。また、令和5年7月に現金取扱マニュアルを改訂し、チェック体制インス研修を実施するなど業務改善にも取り組んだ。今後も内部統制が十分に機能するよう、継続的、全社的に業務改善に対応済】	報告書 45 ページ
	【結果】指摘 4-3 理論在庫数の正確性について 在庫(商品)の理論数量がマイナスとなっているものが散見された。理論数量が正しく設定されていなければ、実地棚卸数量との差異が正しく算出されず、誤った結論に導く可能性があるため、理論数量の精緻化を図る必要がある。	理論数量のマイナスの原因は、「仕入れ漏れ」・「レジでの売り間違い」・「返品伝票の処理漏れ」が考えられる。担当課は実地棚卸実施後、速やかに棚卸の差異検証を担当課長・課長・部長にて行い、原因が判明した場合は、その都度適正に修正処理を行っていく。 また、その後においても、財務会計課に処理報告を行い、相互の確認作業及び棚卸確定作業を実施していく。	報告書 46 ページ

監査の結果及び意見	措	置	\mathcal{O}	内	容	備	考
	今後も	理論数	量が矛	盾する	うような		
	ミスを極	対少な	くする	よう、	基本作		
	業の徹底	を図って	ていく。	ı			
	【対応済]					
【結果】指摘 4-4						報告書	
人が受け取った退任慰労金に						47 ~°	ージ
いいて							
「大分空港給油施設退任慰労	これま	で、退	任慰労	金の負	自担関係		
🗓 名目で 234,000 円が当法人の	が明文化	されて	いなか	ったた	_め、令		
É収入に計上されていた。これ	和5年1	2月に、	法人間	の退付	E慰労金		
は当法人の役員が、関係会社で	に関する	規程を	整備した	た。			
っる大分空港給油施設(株)の役	【対応済]					
を務めており、関係会社の役							
退任に伴い、法人が代わりに							
け取ったものであるとの説明							
ご受けた。							
法人は、株主にはなれるが会							
- と役員にはなれないため、退任							
-0							
【結果】指摘 4-5						報告書	Ė
旨定団体の関係会社の取扱いに						47 ~°	ージ
いて							
県は、当法人の関係会社であ	当法人	の子会	社や関	係会社	とについ		
大分空港給油施設(株)及び	ては、県	以が同社	を通じ	て経営	状況等		
株)大分航空トラベルについて	を把握す	るよう	努め、	助言等	きも適宜		
、大分航空ターミナル(株)と	行ってい	·<.					
]様、指定団体あるいはそれに	【対応済	}					
 							
†る必要がないか検討すべきと							
える。							
【結果】指摘 4-6						報告書	小
動指標の設定について						47 ~°	ージ
活動指標が①イベント開催日	当法人	が営業	利益を	あげて	こいくた		
な、②空港見学団体数となって	めには、	まずは	空港に	人を明	で込む		
らり、①、②のいずれも目標値を	ことが何	より重	要であん	る。			
産成しているにもかかわらず、	そのた	め、イ	ベント	の開催	量や空港		
に幅な営業損失を計上してい	見学の機	会を創	出し、	空港利	川用者を		
。当法人は外郭団体である一	拡大して	消費を	促すこ	とによ	り、利		
	人がて 「大い」 大いで 大がで 大いで 大いで 大いで 大いで 大いで 大いで 大いで 大い	結果】指摘 4-4 人が受け取った退任慰労金にいて 「大自に計上として、	表表を極力少な 業の徹底を図って対応済】 結果】指摘 4-4 人が受け取った退任慰労金にいて 「大分空港給油施設退任慰労ので、れたので、は、当法人のの円がいた。これで、は、当人のので、当法人のので、は、はなれるが会とのでで、ないで、ないで、大分のでは、はなれるが会とのでで、ないで、ないで、ないで、ないで、は、ななれるが会にはないため、より、で、はないないで、は、当法人の関係会社の取扱いにいて、は、当法人の関係会社の取扱いにいて、は、当法人の関係会社であるとの関係会社の取扱いにいて、は、当法人の関係会社であるとの関係会社の取扱いにいて、は、当法人の関係会社であるに、は、当法人ののでは、場合を対していて、は、当法人ののでは、場合を対していて、は、当法人ののでは、場合を対していて、は、当法人ののでは、当法人ののでは、「対応済」がは、場合とで、は、は、人がは、まずしている。は、場合には、ののでは、当法人がは、まずしている。は、場合には、は、は、ののでは、当法人ののでは、は、は、は、は、ののでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	まスを極力少なくする 業の徹底を図っていく。 対応済] 結果】指摘 4-4 人が受け取った退任慰労金にいて 「大分空港給油施設退任慰労 お日で234,000円が当法人の お日ではかいた。 本日にはかれていた。これ 大分空港給油施設(株)の役 を務めており、関係会社の 設しはなれないため、退任 労金を法人が直接受け取るこは、 は、 は、株主にはなれるが会 役員にはなれるが会 役員にはなれないため、退任 労金を法人が直接受け取るこは、 対応済 当法人の子会社や通じ を把握するよう努め、 行っていく。 対応済 対応済 当法人が首業の がには、 まずは重要でいた。 当法人が首業 がは、 まずは重要であるとの がは、 まずは重要であるとの がは、 まずは重要であるとの は、 まずは重要であるとの は、 まずは重要であるとの は、 まずは重要である とがには、 まずはである とがには、 まずは重要である とがには、 まずはである とがには、 まずはである とがには、 まずはである とがには、 まずはである とがには、 まずはではないとがはる とがにはないとがにないとがはる とがにはないとがはる とがはる とがは	ま果】指摘 4-4 大分空港給油施設退任慰労金にいて 「大分空港給油施設退任慰労金にいれた。これに計上されていた。これに当法人の役員が、関係会社でる大分空港給油施設(株)の役を務めており、関係会社の役退任に伴い、法人が代わりには取ったものであるとの説明受けた。 法人は、株主にはなれるが会後員にはなれないため、退任労金を法人が直接受け取るこは適切ではないと結論付け。 結果】指摘 4-5 定団体の関係会社の取扱いにいて 県は、当法人の関係会社であ大分空港給油施設(株)及びたり大分航空ターミナル(株)とに、	結果】指摘 4-4 人が受け取った退任慰労金にいて 「大分空港給油施設退任慰労金の負担関係が明文化されていなかったため、令和5年12月に、法人間の退任慰労金に当法人の役員が、関係会社でる大分空港給油施設(株)の役を務めており、関係会社の役退任に伴い、法人が代わりには取ったものであるとの説明受けた。法人は、株主にはなれるが会役員にはなれないため、退任労金を法人が直接受け取るこは適切ではないと結論付け。 結果】指摘 4-5 定団体の関係会社の取扱いにいて 県は、当法人の関係会社であ大分空港給油施設(株)及び、大分航空トラベルについて、大分航空トラベルについて、大分航空をーミナル(株)と、様、指定団体あるいはそれによる団体としての取扱いを設る必要がないか検討すべきとえる。 結果】指摘 4-6 動指標の設定について活動指標が①イベント開催日、②空港見学団体数となってり、①、②のいずれも目標値を成しているにもかかわらず、幅な営業損失を計上してい にいて にいて は、まずは空港に人を呼び込むことが何より重要である。そのため、イベントの開催や空港見学の機会を創出し、空港利用者を	ま果】指摘 4-4

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	方、株式会社であり営利企業で	益に結びついていくものだと考えて	VIII J
	ある。活動指標の達成が利益に	いる。	
	結び付かないのであれば、法人	なお、空港利用者数そのものは、航	
	が当該活動を真剣に行うことに	空業界の動向に大きく左右されるた	
	繋がらないのではないか。活動	め、当法人の自助努力のみでは如何	
	指標を設定することが目的にな	ともし難い部分があり、目標指標に	
	っていないかを検討することが	なじまないと考えるが、同社を取り	
	望ましい。	巻く状況を踏まえながら、現在の活	
		動指標も含めて最適な活動指標の設	
		定について、改めて検討を行いたい。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 4-7		報告書
	出資の引き揚げについて		48ページ
	当法人は昭和31年に民間会社	公共性の高い空港施策について	
	4社が出資し、設立されている。	は、県と密接に関わり合いながら事	
	昭和 45 年の空港移転に伴う新タ	業展開をしていく必要があるため、	
	ーミナル建設の際に増資を行	政策的な意図を持って出資を行って	
	い、県が出資したことから今日	いるところである。	
	に至っている。	今後、政策的な判断により出資の	
	今日、会社は自主経営が可能	引き下げなどを実施することは想定	
	となっており、県が出資を継続	されるが、現時点では出資の引き下	
	する必要性が高いとは考えられ	げ等を実施する予定はない。	
	ないことから、株式譲渡による	【対応困難】	
	出資の引き揚げができないか検		
	討されたい。		
	【結果】指摘 4-8		報告書
	役員への餞別について		48 ページ
	功労金・餞別として「役員」に	今後は、「退職金」で処理するよう	
	金銭が支払われているが、退職	改める。	
	金ではなく「交際費」で処理され	【対応済】	
	ている。外郭団体の業務運営は		
	団体自らが主体的に判断し、そ		
	の責任において行っていくこと		
	が基本であるが、県行政と密接		
	な関係を持つものであることか		
	ら、公正かつ公平に業務を遂行		
	し県民の信頼を確保することが		
	重要であるという点を鑑みる		
	と、このような取引・処理は望ま		
	しいとは言えない。		

団 体 名	 監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備考
社会福祉法人大	【結果】指摘 5-1	9 pt 20	報告書
分県社会福祉協	事業計画における目標設定につ		53ページ
議会	いて		
F3X 27	事業計画においては、一定の	令和5年度の事業計画において	
 福祉保健部	定量的な目標を掲げることが、	は、子どもの居場所づくりの取組と	
(福祉保健企画	好ましい緊張感とモチベーショ		
課)	ンに通じる。従って、可能な限	数 (15 箇所) を目標に掲げるなど、	
	り、定量的な目標とすることが	できる限り定量的な目標を設定し	
	望ましい。	た。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 5-2		報告書
	年度当初の事業計画と実施結果		53 ページ
	である事業報告書との関連につ		
	いて		
	事業報告書では、事業計画で	今後は、事業報告書に当初の事業	
	記載した内容との関連性につい	計画を変更した経緯等を記載する。	
	ても丁寧に記載することが望ま	【対応済】	
	れる。		
	【結果】指摘 5-3		報告書
	中長期活動計画の評価について		54 ページ
	中長期活動計画の評価につい	[1]第五次中長期活動計画「だいふ	
	て、以下のとおりとすることが	くプラン 2022」では、市町村単位の	
	望ましい。	災害ボランティアネットワークを全	
	[1]中長期活動計画の重点テー	市町村に構築することを目標に掲げ	
	マに対して、目標指標を設定し、	るなど、実績評価の際に定量的な比	
	実績評価の際には、目標指標と	較ができる目標指標を設定した。	
	定量的な比較をした上で評価す	[2] 今後、第五次中長期活動計画	
	る。	「だいふくプラン 2022」を評価・分	
	[2]中長期活動計画の評価・分	析する際には、実績に基づいた評価	
	析結果には、実績に基づいた評	と、解決すべき事項を中心に記載す	
	価と、当該実績を踏まえた解決	ることとする。	
	すべき事項を中心に記載する。	【対応済】	
	【結果】指摘 5-4		報告書
	倉庫にある保管物品について		55ページ
	固定資産の適切な管理に資す	使用予定のないパソコンやプリン	
	るため、使用する見込みの無い	ターを令和5年3月に廃棄処分し、	
	物品については、速やかな廃棄	固定資産台帳から除却した。	
	処分が望まれる。	【対応済】	t and i
公益財団法人大	【結果】指摘 6-1		報告書
分県地域保健支	会計規程の周知と見直しについ		58 ページ

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
援センター	τ		
	会計規程に沿った業務が行わ	[1]パソコンで管理している領収書	
福祉保健部	れていない点が散見された背景	については、出納事務責任者に加え、	
(健康づくり支	に、ルールの目的や重要性に対	出納責任者の承認と指名により、出	
援課)	する認識が組織全体で甘くなっ	納事務担当者が発行できるよう会計	
	ていることが考えられる。	規程の見直しを行うよう進めてい	
	会計規程、必要に応じて他の	る。会計規程を見直す場合は、法令等	
	規程についても、定期的に目的	に基づき、令和6年3月理事会の決	
	の周知や、ルールの見直しを行	議を経て行う予定。	
	っていくことが必要である。	[2]令和5年1月から会計担当者及	
		び出納事務責任者が現金有高表を作	
	規程に沿って行われていない業	成し、現金出納帳と毎日照合するよ	
	務	う改めた。	
	[1] 領収証の管理	[3]令和5年1月から会計担当者及	
	[2] 現金有高の照合	び出納事務責任者が半期に1回照合	
	[3] 固定資産の現物の照合	するよう改めた。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 6-2		報告書
	満期保有目的の債券について		59 ページ
	満期保有目的の債券につい	令和4年度の決算書から、注記す	
	て、財務諸表に注記がなされて	るよう改めた。	
	いない。適切に注記すべきであ	【対応済】	
	る。		
	【結果】指摘 6-3		報告書
	退職給付引当金の算定について		60ページ
	センターから入手した資料に	令和4年度の決算書から、退職金	
	よると、令和4年3月末の要支	要支給額は毎期計算することとし、	
	給額は147,098,045円となってい	期末の退職金要支給額と期末の退職	
	るが、貸借対照表計上額は	給付引当金額を合致させるよう会計	
	160,500,000円となっている。	方針を改めた。	
	自己都合による退職金要支給	【対応済】	
	額は、センターが定めている5		
	年毎の見直しではなく、毎期計		
	算されるよう規定の見直しと合		
	わせて改善すべきである。		
	【結果】指摘 6-4		報告書
	仮払金の処理について		60 ページ
	小口現金を仮払いにより出金	令和4年度の決算書から、現金勘	
	した後、未精算の部分として期	定で計上するよう改めた。	
	末日で残っている 100,000 円に	【対応済】	

団 体 名	監査の結果及び意見	措		の		 容	備	考
	ついて貸借対照表上、仮払金と							
	して計上されている。現金勘定							
	で表示するよう改めるべきであ							
	る。							
	【結果】指摘 6-5						報告	書
	財産目録の内容について						61 ~	ージ
	財産目録のリース資産の内容	令和4	4年度の	決算書	 掛から、	、記載間		
	が誤っていた。利害関係者に誤	違いがな	ないよう	、会計	十担当 =	者及び出		
	った情報を伝達しないよう記載	納事務責	責任者が	い 、ダフ	ブルチ:	エックを		
	内容を丁寧にチェックする必要	実施する	らよう改	ばめた。				
	がある。	【対応済	筝】					
	【結果】指摘 6-6						報告	書
	特定資産の計上の合理性につい						61 ~	ージ
	τ							
	令和4年3月31日現在の貸借	令和 5	5年度に	2、特定	È資産!	取扱規程		
	対照表において、機器整備積立	を策定し	ノ、使送	金や使用	用見込時	時期を明		
	特定預金 10,170 千円が特定資産	らかにし	た上て	で管理道	運営す?	るよう改		
	に計上されているが、使途や使	めた。						
	用見込時期が明らかになってお	【対応済	F]					
	らず、当該特定資産に係る積立・							
	取崩要領等も確認できなかっ							
	た。合理性に乏しいものが計上							
	されている。							
	【結果】指摘 6-7						報告	書
	検診車の設備更新の予定につい						61 ~	ージ
	て							
	車両運搬具 (検診車両) の取得	令和5	年4月	に、検	診車(や検診機		
	価額が 416 百万円で減価償却累	器)に関	引する 合	6後5年	手間の]	更新予定		
	計額が 416 百万円となっている	や更新に	に係る資	金調道	全方法?	等につい		
	ことから、検診車や検診機器の	て定めた	中長期	計画を	策定し	した。		
	更新、財政上の手当をどのよう	【対応済	F]					
	にするかについて具体的な中長							
	期の計画を策定する必要がある							
	と考える。							
	【結果】指摘 6-8						報告	書
	役員の選任について						61 ~	ージ
	センターの役員名簿をみる	県医師	T会副会	長の評	平議員	としての		
	と、理事長に県医師会会長、評議	任期が、	令和6	年度事	事業年月	度に関す		
	員には県医師会副会長が選任さ	る定時評	平議員会	その終約	吉の時	(令和7		
	れている。理事 (長) の評価やチ	年6月)	までと	なって	いるこ	ことから、		

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	エックを行うのが評議員である	改選時までに関係団体の役員等を当	VIII 3
	といった観点からすると、バラ	該副会長の後任として新たに選任す	
	ンスを欠いているとも見て取れ	るよう検討する。なお、適任者がいな	
	る。監督機能が発揮されること	い場合は評議員を1名減員する予	
	について、可能な限り疑念を持	定。	
	たれないようにしておくことが	、	
	望ましい。	MARIT (ATALICE TO)	
			報告書
	借入金、リース債務の計上区分		61ページ
	について		
	令和4年3月末の借入金が長	令和4年度の決算書から、該当す	
	期借入金として固定負債の区分	る借入金については、流動負債とし	
	に 66,946 千円計上されている	て計上するよう改めた。	
	が、1年以内に支払予定のもの	【対応済】	
	については、「1年内返済予定長		
	期借入金」として流動負債の区		
	分に計上すべきである。		
	また、令和4年3月末のリー		
	ス債務が固定負債に 32,829 千円		
	計上されているが、1年以内に		
	支払予定のものについては、流		
	動負債に計上すべきである。		
	【結果】指摘 6-10		報告書
	仮受金の残高の妥当性について		62 ページ
	令和4年3月末において、一	残高証明書の金額と貸借対照表の	
	時的に預かっている複十字シー	流動負債の仮受金計上額との差額	
	ル募金に係る財団法人結核予防	は、複十字シール募金に係る振込手	
	会大分県支部の残高証明書の金	数料であり、本来、流動負債の仮受金	
	額(2,105,421 円)と流動負債の	から振込手数料の金額を支出すると	
	仮受金計上額(2,123,351 円)と	ころ、別の科目(通信運搬費)にて支	
	の間に 17,930 円差額が生じてい	出したため、差額が生じた。	
	たため、当法人に質問したとこ	上記を踏まえ、令和4年度の決算	
	ろ、手数料相当分の調整が適切	書から、残高証明書と帳簿の照合を	
	に行われていなかったとの回答	適切に行い、仮受金から振込手数料	
	を受けた。毎年度、残高証明書と	を支出することにより、残高証明書	
	帳簿の照合を適切に行い、必要	の金額と流動負債の仮受金計上額を	
	な調整を行う必要がある。	一致させるよう改めた。	
		【対応済】	
公益財団法人大	【結果】指摘 7-1		報告書
分県臓器移植医	自主財源の拡大について		66ページ

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
療協会	自主財源の拡大に向けた、デ	令和5年2月に、当法人のホーム	
	ジタル化の進展に合わせた新た	ページからクレジットカードによる	
福祉保健部	 な方策の検討、実施が望まれる。	 寄附ができるよう整備した。	
(健康づくり		【対応済】	
支援課)			報告書
	財務指標について		67 ページ
	財務指標としては、賛助会員	令和5年度から、公社等外郭団体	
	数ではなく、賛助会員収入額を	経営状況等調書の財務指標を賛助会	
	目標とすることが望まれる。	員数から賛助会員収入額に改めた。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 7-3		報告書
	臓器移植コーディネーターの活		67ページ
	動について		
	県は、臓器移植の推進を図る	本県で臓器移植件数が少ないの	
	ために必要なコーディネーター	は、臓器提供の意思表示に対する理	
	の活動が充分に行えるよう、当	解が進んでいないことも一因である	
	法人及びコーディネーターとの	と考えられる。	
	綿密なコミュニケーションをと	今後は、県民の意思表示の促進が	
	って、活動を支援することが望	図られるよう、当法人やコーディネ	
	まれる。	ーター等と緊密に連携しながら、臓	
		器移植の推進に向けた取組を進めて	
		いきたい。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 7-4		報告書
	内部統制が機能する経理業務の		68ページ
	実施体制の構築について		
	3団体の混在した経理業務体	相互チェック体制を構築するため	
	制から脱却して、内部統制が機	の事務員増員や他団体との経理業務	
	能する経理業務の実施体制の構	の混同を防ぐための複数金庫の導入	
	築が望まれる。 	は、金銭面等の課題があるため、他団	
		体を参考にしながら解消策を検討し	
		ている。	
	【外用】松枝 7 5	【検討中(検討)】	±n #- =-
	【結果】指摘 7-5		報告書
	業務執行理事等の理事会に対す		68ページ
	る職務執行報告について		
	業務執行理事は自己の職務の	今後、執行状況の報告等について	
	執行状況を理事会に報告しなけ ればならないが、令和2年度は	は、一般法人法に基づき全ての理事 会を書面決議で行わないよう指導し	
	全2回の理事会について書面開		
	土~凹の任尹云に、ノい、「青山田	た。	

団 体 名	監査の結果及び意見	 措 置 の 内 容	備考
14 M 11	催の方法を採っており、法に基	また、時期・間隔・回数についても、	NHI 🥕
	づく職務執行報告が行われなか	当団体の定款に基づき、毎事業年度	
	って、一つた。	ころ節月を超える間隔で2回以上報	
	<i>></i> / C o	告するよう併せて指導した。	
		【対応済】	
	└────────────────────────────────────	1/1/10/17	報告書
	共通費用の配賦基準について		69ページ
	現行の配賦基準が適切である	 現在、公益認定の要件等を踏まえ	•
	かどうか検証が望まれる。	ながら、適切な配賦基準を検証して	
	W C > N N E O N C O O	いるところ。	
		・	
	└── 【結果】指摘 7-7	EDSETT NOSET/#	報告書
	・		69ページ
	いて		•
	・	 当協会は、基本金の運用により運	
	べて過大な規模となっている。	営しているという実態があるが、基	
	県は、この過大な規模の財産を	本金の規模が適正かどうかの検討は	
	保有することの是非について検	常時行っていきたい。	
	計すべきである。	【対応済】	
公益財団法人大	【結果】指摘 8-1		報告書
分県生活衛生営	預金残高の管理について		74 ページ
業指導センター	経理部門の担当者は、毎月末	毎月末、年度末の照合作業を行う	
	通帳の残高と会計システム上の	ことを会計処理規程に盛り込む改正	
生活環境部	預金残高との一致を確認すると	を令和5年5月に行い、同月末から	
(食品・生活衛	ともに、年度の決算時には残高	運用を始めた。	
生課)	証明書を銀行から入手して、口	【対応済】	
	座残高の確認をする必要があ		
	る。また、会計処理規程の26条		
	にも当該事項を記載すべきであ		
	る。		
	【結果】指摘 8-2		報告書
	賞与引当金の設定について		74 ページ
	期末勤勉手当に関して、賞与	令和4年度の決算書から期末勤勉	
	引当金を設定する必要がある。	手当についても賞与引当金を設定す	
		ることとした。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 8-3		報告書
	什器備品の償却漏れについて		75ページ
	什器備品の帳簿価額 33,810 円	令和4年度決算から、残存価格1	
	について、備忘価額1円まで償	円まで償却することとした。	

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	却する必要がある。	【対応済】	un
	【結果】指摘 8-4	1/4/6-01	報告書
	経営支援緊急対策事業経費にお		75ページ
	ける専門家への謝金について		
	当法人は、経営支援緊急対策	 今後、「謝金等報償費の取扱に関す	
	事業として中小企業診断士や行	る規定」を改正し、専門家に対する謝	
	政書士といった専門家に対して	金の支払額の根拠を明確にする。	
	謝金を支払っているが、金額が	【検討中(対応進行)】	
	実態に見合った適正な謝金単価		
	となっているかを検討する必要		
	がある。		
	【結果】指摘 8-5		報告書
	 経費の出金伝票について		77ページ
	経費の出金伝票には、摘要欄	 令和5年3月1日から、記載の簡	
	に購入したものと購入先を記載	 略化などの方法で、摘要欄に購入物	
	することが望ましい。	や購入先などを記載することとし	
		た。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 8-6		報告書
	附属明細書における重要な増減		77ページ
	の脚注について		
	附属明細書における基本財産	令和4年度決算から、附属明細書	
	及び特定資産の明細において、	における基本財産及び特定資産の明	
	退職給付引当資産に重要な増減	細において、金額の増減がある場合	
	があると考えられるため、その	には、その理由、資産の種類の具体的	
	理由、具体的な内容及び金額の	な内容及び金額について、注記を行	
	脚注が必要である。	うこととした。	
		【対応済】	
公益財団法人大	【結果】指摘 9-1		報告書
分県産業創造機	財政調整積立資産について		80 ページ
構	令和4年3月末時点において	令和5年3月2日開催の理事会に	
	特定資産に「財政調整積立資産」	おいて、令和4年度末までに、「財政	
商工観光労働部	が82百万円計上されている。当	調整積立資金」を全額取り崩す議決	
(工業振興課)	該資産は法人の特定資産取扱要	を経て、4年度決算において取り崩	
	領に基づき計上されているもの	した。	
	の、使途が特定されておらず特	具体的には、会計監査人である公	
	定資産として適正ではないこと	認会計士の指示に従い、82,358 千円	
	から全額を取り崩す必要があ	のうち、50,192 千円をその他の固定	
	る。	資産の「投資有価証券」に、13,370千	
		円を流動資産の「有価証券」に、残り	

団 体 名	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備考
		の 18,796 千円を「現金預金」に振り	
		替えた。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 9-2		報告書
	会計、表示処理の適切性につい		81 ページ
	て		
	細かい会計処理や表示の不備	令和4年度決算から、ソフトウェ	
	が散見された。公益法人会計基	アについて、これまで備忘価格1円	
	準や公益法人会計基準の適用指	を計上していたものをゼロ円まで償	
	針等を理解するとともに、可能	却するとともに、固定負債に計上し	
	な限り会計基準に沿った正確な	ていたリース債務を流動負債として	
	経理処理を行うべきである。	計上するよう改めた。今後も公益法	
		人会計基準に沿った経理処理を行う	
		こととする。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 9-3		報告書
	派遣職員の給与負担の明良性に		82 ページ
	ついて		
	派遣職員の給与手当につい	県、市及び民間企業からは業務援	
	て、派遣元と派遣先との間で負	助、金融機関からは研修派遣による	
	担割合の明確な基準がないた	出向と、それぞれ派遣目的が異なる	
	め、派遣職員により差が生じて	ことから、各派遣元と協議の上で、給	
	いる。負担割合が明らかになる	与や各種手当の負担割合を決定して	
	よう基準を定めるべきである。	いるところであり、一律に基準を設	
		けることは困難である。	
		【対応困難】	
	【結果】指摘 9-4		報告書
	会員へのサービスについて		82ページ
	会員については、加入した月	現状、毎月、会費納入の有無を確認	
	に会費を請求している。また、会	するのは体制的に厳しいことから、	
	員に対しては創造誌を送付して	年1回を年2回、集中的に確認作業	
	いるが、会員全員に対して送付	をするよう改め、公平性を保つよう	
	しているため、未入金の者につ	努めた。	
	いても創造誌が送付されてい	【対応済】	
	る。入金済みの者と未入金の者		
	との間で公平性に問題がないよ		
	う工夫する余地があると考え		
	る。		
	【結果】指摘 9-5		報告書
	指定団体の活動指標に対する所		82 ページ

団体名	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備考
	管課の評価について 所管課は外郭団体の活動指標 の達成度合を評価する際、目標 値が妥当かどうかといった観点 から評価することも肝要であ る。	中期経営計画の活動指標、成果指標については、これまで当法人内部で策定していたため、策定段階での県の関与が薄く、県の意見が十分に反映されていない指標となっていた。 令和4年度に策定した中期経営計画では、当法人に加え、県、商工団体、銀行、大学、民間の代表者を委員とす	
// }/		る策定検討委員会を組織し、計画案を審議の上、パブリックコメントも踏まえたものとなっている(令和5年3月策定)。 【対応済】	+n 4+ -3 •
公益財団法人ハ イパーネットワ ーク社会研究所 商工観光労働部 (DX推進課)	【結果】指摘 10-1 活動指標の目標値の設定について 当法人は、活動指標として研修ルーム利用者数を定めており、目標値を4,800人としている。実績値は令和3年度1,196人(達成度24.9%)と大幅に下回っており、そもそも目標値が実効性のある数値なのか検討する必要がある。	研修ルームに備え付けてあるIT ツールの需要等の変化は激しいが、 これまで目標値を見直していなかっ たため、令和5年度は直近3年間(R 2~R4)の実績値の平均1,183人 を勘案して、目標値を1,400人に下 方修正した。 今後は、社会情勢の動向等を注視 しながら、適宜目標値を見直すこと とする。 【対応済】	報告書 87 ページ
公益財団法人日田玖珠地域産業	【結果】指摘 10-2 賞与引当金の設定について 特別手当に関して、賞与引当 金を設定する必要がある。 【結果】指摘 11-1 公益目的事業費率について	令和5年度から給与規定に特別手 当の支給対象期間を定めた上で、特 別手当に関する賞与引当金を設定し 費用(引当金繰入額)として計上する こととした。 【対応済】	報告書 87ページ 報告書 92ページ

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	回っているため、早急に 50%以上	感染症の影響で催事・イベント等が	
 商工観光労働部	 達成に向けた事業の検討を行う	 少なかったが、Yahoo ショッピングで	
(商業・サービ	 必要がある。	 のECサイトを通し、地域産品及び	
ス業振興課)		地域に係る情報等を積極的にPRし	
		た結果、公益目的事業費率は前年度	
		比で約 10 ポイント改善し、44.9%に	
		上がった。	
		令和5年度は催事等のイベントも	
		通常開催が見込まれることや引き続	
		きECサイトの強化等も行う予定で	
		あることから、公益目的事業費率	
		50%以上を達成する見込みである。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 11-2		報告書
	タイムリーな仕訳の入力につい		93 ページ
	て		
	往査時に最新の取引明細を通	令和4年9月から、仕訳入力は毎	
	査したところ、2か月以上仕訳	日行うこととし、ダブルチェックも	
	の入力がされていないように見	毎日実施するなど、適時適切な仕訳	
	受けられた。適時適切な仕訳の	を行っている。	
	入力を行うべきである。	【対応済】	
	【結果】指摘 11-3		報告書
	現金の管理について		93 ページ
	運転資金の必要額に比して、	令和4年 12 月に会計規程を改正	
	比較的多額の現金を保有してい	し、新たに小口現金の保有上限額(30	
	るため、必要最低限の金額にす	万円)を定めた。	
	るとともに、保有上限額を定め	また、令和5年1月から券種によ	
	る必要がある。また、現金の現物	る現物照合も毎日実施している。	
	照合は毎日実施すべきである。	【対応済】	
	【結果】指摘 11-4		報告書
	財務諸表の注記について		94 ページ
	下記の注記を記載する必要が	令和4年度決算から、指摘された	
	ある。	財務諸表の注記について記載するよ	
	・固定資産の減価償却方法(重要	う改めた。	
	な会計方針として)	【対応済】	
	・引当金の計上基準(設定した場合		
	合、重要な会計方針として)		
	・表示方法の変更(令和3年度の		
	み) サナサカエベサウ次立の地域		
	・基本財産及び特定資産の増減		

団 体 名	監査の結果及び意見	措		<i>O</i>	 内	 容	備	 考
	額及びその残高							
	基本財産及び特定資産の財源							
	等の内訳							
	・固定資産の取得価額、減価償却							
	累計額及び当期末残高							
	・補助金等の内訳並びに交付者、							
	当期の増減額及び残高							
	また、会計監査人設置義務法							
	人ではなく、キャッシュ・フロー							
	計算書を作成していないため、							
	キャッシュ・フロー計算書関係							
	の注記は不要である。							
	【結果】指摘 11-5						報告	
	固定資産の除却処理及び現物照						94 ~	ージ
	合の規程化について							
	現物がない固定資産について	, ,				り現物照		
	は台帳上、除却処理を行う必要	合を行り						
	がある。また、固定資産の現物照	資産につ	ついてに	は台帳」	上、除五	別処埋を		
	合の定めが存在しないため、規	行った。	۸ تــ <u>-</u>	F 10	口)~ 人 =	71 TEL 4EL 3-		
	程に明確に定める必要がある。	•		•		計規程を		
		改正し、	– .	•		ゴを牛皮		
		末に行う		記しだ	-0			
		\ X] \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	₹ 】				報告記	<u> </u>
	【桐木】相綱 11-0						95 ~	
	退職給付引当金を設定する必	会和 /	1 在度为	上質から	う プェ	コパー職	95.	
	要がある。	員の退職						
	× 00 00	するよう			< J1 → 7			
		【対応済	-	-0				
		1/4/L	• •				報告書	<u> </u>
	賞与引当金の設定について						95 ~	
	賞与に関して、賞与引当金を	令和 4	1年度決	や算から	。 っ、プロ	コパー職		
	設定する必要がある。	員の賞与	足つい	マ引き	当金を記	十上する		
		よう改め	うた。					
		【対応済	筝】					
	【結果】指摘 11-8						報告書	
	役員のガバナンス体制について						96 ~	ージ
	現状、役員数 10 名は全員非常	役員体	制を含	含め、-	十分なる	ガバナン		
	勤となっており、常勤の役員が	スの確保	尽につい	て検討	する。			
	不在である。役員による十分な	【検討中	口(検討	†)]				

団 体 名	監査の結果及び意見	措	置	<i>O</i>	内	 容	備	 考
	ガバナンス体制が構築されてい	7,1			1 4	н	7113	
	るか検討する必要がある。							
大分ブランドク	【結果】指摘 12-1						報告	<u></u>
リエイト株式会	預金・現金等管理規程について						100 ^	ページ
社	当法人の事業は、社長が常駐	令和 5	年9月	に、現	金•預	金等管理		
	する東京都内で行われている一	規程を改	な正し、	立替扣	ムに関っ	するチェ		
商工観光労働部	方で、経理部門は大分市内(本	ック方法	等を定	ご めた。				
(商業・サービ	社) にあり、職員が1名の体制と	【対応済	f]					
ス業振興課)	なっている。事業所と本社の間							
	で相互にどのようなチェックを							
	実施するのか、預金・現金等管理							
	規程で明確に定められていない							
	ため、牽制機能が十分に確保さ							
	れるよう内部統制上のデザイン							
	を改善することが求められる。							
	【結果】指摘 12-2						報告書	
	インターネットバンキングの事						101 ^	ページ
	後チェックについて							
	会計処理担当者がインターネ	令和5	年9月	目かられ	体社に:	おいてイ		
	ットバンキングの操作担当者と	ンターネ	ベットノ	ベンキン	/グをi	通じた出		
	なっており、牽制機能が十分で	金を行っ	った際に	は、事前	前に承討	認した金		
	はない。インターネットバンキ	額どおり	の執行	テとなっ	ってい	るか上席		
	ングによる事前の上席者の承認	者が事後	後確認・	承認し	たのち	、事務を		
	が行われているが、出金処理の	完了する	よう改	てめた。				
	後に事前承認どおりの金額で出	【対応済	f]					
	金したことは上席者に報告され							
	ていない。この点については、統							
	制上の弱点が存在している。							
	【結果】指摘 12-3						報告書	小
	一括取消(レジ操作)について						101 ^	ページ
	レジの精算レポートを見たと	レジの)一括耶	文消につ	ついてに	は、メニ		
	ころ、一括取消操作を行ってい	ュー替え	この試し	ン打ちの	り場合等	等、適用		
	るものがあったが理由等が残さ			•		を行うこ		
	れていなかった。不正リスクを					合は、理		
	考慮すると、一括取消の使用条					のうえ承		
	件を厳格に定めたうえで、使用		_		15年	8月に内		
	した場合にはその理由を残し、	部規程を		-0				
	チェックする内部統制を整備、	【対応済	f]					
	運用する必要がある。							
	【結果】指摘 12-4						報告書	

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	事業、経営のあり方について	18	102 ページ
	当法人の経営について、新型	事業継続可否については、県の政	
	コロナウイルス感染症の影響は	策的な判断等もあり、定量的な一律	
	勘案すべき事項であるが、感染	の基準を設けることが困難である	
	症拡大前の平成30年度において	が、経営状況や社会情勢等を踏まえ、	
	も出資が毀損し続けている状況	事業の必要性を総合的に見極めた上	
	は変わっていなかった。結果を	で判断することとしたい。	
	見れば、前回の包括外部監査の	また、坐来を通じて行ったパブリ	
	指摘が十分改善されたとは言い	シティの経済効果などを県民に可能	
	きれない状況である。	な限り具体的に公表する等、県民理	
	法人に対する県からの経済的	解の促進に努めたい。	
	な支援として、主に店舗の家賃、	【対応済】	
	内部造作 (店舗工作物) の無償貸		
	与があり、当法人はその費用を		
	免除されている状況にある。		
	課題として、賃借料が無償の		
	まま継続されており経済的に自		
	立可能な経営となることや賃借		
	料の一部負担を想定した経営管		
	理が行われていないこと、広告		
	宣伝効果ではなく実際に県民が		
	享受できた経済効果を測量する		
	のが困難なことが挙げられる。		
	そのような中、事業継続可否		
	の検討基準は設けられていな		
	い。定量的な基準(例えば連続赤		
	字、繰越欠損金の期限切れの発		
	生)を設け、当該基準に当てはま		
	る場合は、幅広い事業手法の見		
	直しを検討されたい。		
	【結果】指摘 12-5		報告書
	人的関与の見直しについて		105 ページ
	部長が当法人の非常勤取締役	坐来大分の運営にあたっては、大	
	に就任しているが、県は法人の	分ブランドの確立、県産品の販路等、	
	出資比率の過半数を保有してお	県の施策目的を着実に反映させ、そ	
	り、役員の選任・解任も行える、	の確認を継続的に行う必要があるこ	
	経営を支配し得る立場である。	とから、県の人的関与については、記	
	そのため、役員に就任せずとも	載内容を以下に変更した。	
	県の意向を経営に反映すること	「坐来大分は、営利を主目的とした	
	はある程度可能であるとも考え	企業経営を行う一方で、県の食や観	

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	られる。	光のPRのほか、県産品の積極的な	VIII 7-3
	その中で、県は指導指針対応	使用を通じ、販路開拓や生産者への	
	状況において県職員が役員にな	フィードバック等、首都圏における	
	ることの「真」の必要性が高いと	県の情報発信の重要な役割を担って	
	説明しているが、記載内容が不	いる。県の施策目的を継続的に運営	
	十分で、根拠の具体性を欠いて	に反映させ、その機能が十分に果た	
	おり、就任ありきの説明になっ	されているか等について定期的に確	
	ているようにも見て取れた。	認を行う必要があることから、外部	
	対応状況の記載内容又は人的	取締役として商工観光労働部長が就	
	関与そのものを見直すべきでは	任している。」	
	ないだろうか。	【対応済】	
公益財団法人大	ないたりりゃ。 【結果】指摘 13-1	(A) //C+124 J	報告書
分県総合雇用推	環境変化への対応について		108ページ
進協会	本県の有効求人倍率の推移を	県内中小企業から人材不足との声	100
	みると、過去10年の動きとして	が多く聞かれる中、企業の人材確保	
 商工観光労働部	は、全体的に職不足から人手不	の支援として、協会において、求職者	
(雇用労働政策	足に変化しているものと言え	に対して適切な企業情報等を発信す	
課)	る。このような事業環境の大幅	るとともに、合同企業説明会等のマ	
B/K/	な変化に対し、既存の組織構造	ッチングの場の提供に取り組んでい	
	や事業構造についての見直しが	る。また、これらの取組は、企業の人	
	必要と考える。	材確保の支援策だけでなく、求職者	
	県所管課においては、社会的	に対する支援にもなっている。	
	な変化を踏まえて、本法人に対	今後、県としても求職者に対する	
	 する姿勢や評価のあり方を変え	支援によって人手不足の解消や担い	
	ていくべきである。	手確保に繋がっているかといった視	
	-	点で評価していく。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 13-2		報告書
	財産目録の記載誤りについて		110ページ
	財産目録の定期預金の支店名	今後、複数の会計担当者及び会計	
	が誤って記載、公開されていた。	責任者による確認作業により、記載	
	内部のチェックや監査等によっ	誤りのないよう適切に対処する。	
	て適切に作成されるよう改善す	【対応済】	
	る必要がある。		
	【結果】指摘 13-3		報告書
	監事の専門性について		110ページ
	当法人は年間1千万円を超え	監事には会計知識のある銀行関係	
	る賛助会費があり、有価証券及	者を選任しており、適正な財産管理	
	び定期預金で 10 億円を超える基	に努めている。会計処理については	
	本財産を有している。	毎月公認会計士の確認や事務指導を	

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	県の他の指定団体では、現預	受けており、引き続き、チェック体制	
	金の不正が発生した後、対応策	を徹底することで、不正が発生しな	
	として会計の専門家を1名監事	いよう適切に対応する。	
	に選任する措置を講じた。この	【対応済】	
	ような内部統制のさらなる充実		
	等の必要がないか、今一度検討		
	することも有用であると考えら		
	れる。		
	【結果】指摘 13-4		報告書
	固定資産の管理について		110ページ
	「組織並びに処務規程」等の法	令和5年4月に法人の規程におい	
	人の規程類では、固定資産の金	て、固定資産の金額基準及び、固定資	
	額基準が定められておらず、固	産に対する定期的な現物照合につい	
	定資産に対する定期的な現物照	て定め、適切な規程整備を行った。	
	合を実施する定めもなかった。	【対応済】	
	固定資産の会計処理や資産の保		
	全が適切に継続して行われるよ		
	う規程の整備が必要である。		
	【結果】指摘 13-5		報告書
	財産目録の記載について		111ページ
	財産目録の記載に当たって	財産目録については、令和4年度	
	は、可能な限り資産や負債の内	決算から、資産や負債の内容がわか	
	容がわかるような形で記載する	るような形で記載することとした。	
	ことが望ましい。	【対応済】	
公益社団法人ツ	【結果】指摘 14-1		報告書
ーリズムおおい	使途不明金事案に対する外郭団		115 ページ
た	体、所管課の対応について		
	今回の使途不明金事案につい	当該団体においては、使途不明金	
商工観光労働部	ては、本法人及び県所管課双方	事案について、係争中の刑事訴訟及	
(観光局 観光	において、過去の外部監査等の	び民事訴訟に影響を及ぼさない事項	
政策課)	指摘・意見に対する内部統制上	は、これまで記者会見、HP等ですべ	
	の対応が徹底されていれば防ぐ	て公開している。今後、刑事訴訟及び	
	ことができた可能性がある。	民事訴訟が終結した後、最終的な説	
	また、情報開示に消極的な姿勢	明を行う。	
	は、法人内部で不正を発見でき	所管課においては、団体に対して	
	たとしても内部告発や通報しづ	積極的な情報開示と再発防止策の確	
	らい組織環境につながりかねな	実な履行を求めるとともに、毎月、取	
	٧٠°	組状況の確認を行う。	
	事案の詳細・対応が公表され	【対応済】	
	ない一方で、県からの事業委託		

団 体 名	監査の結果及び意見	措		の		 容	備	考
H 11 7H	が継続して行われている点につ	111			, ,	П	νm	
	いて合理性が十分にあるとは判							
	断できなかった。積極的な情報							
	開示を求め、法人及び県の信頼							
	回復に努めるとともに、組織風							
	土の改善、継続的なモニタリン							
	グが必要である。							
	【結果】指摘 14-2						報告	<u> </u>
	委託事業の見直しについて						117 ^	ページ
	県の所管課によると、県と本	当該団	団体は、	県域版	į́DМС)として、		
	法人との委託契約はすべて随意	これまで	で構築さ	れた	ネット	ワークや		
	契約となっている。また、委託事	蓄積され	1た市場	弱動向き	データ	、県内の		
	業の多くが再委託されているこ	状況等を	を基に、	民間公	企業や	市町村な		
	とが見て取れるが、最近の社会	ど多方面	面から沂	を遣され	ってい	る職員の		
	情勢や本法人の使途不明金事案	スキルを	を活用し	ながら	う公平	性及びス		
	の発生を踏まえ、県からの委託	ピード原	感をもっ	て効見	果的、	効率的に		
	事業について見直しを図ること	本県観光	と事業を	実施で	できる「	唯一の団		
	が望まれる。	体である	5。これ	を踏ま	え、当	該団体を		
		委託先と	とするこ	とが貴	最適な	事業につ		
		いて随意	意契約を	行って	こいる。	今回、国		
		内誘客約	総合対策	事業々	やイン	バウンド		
		推進事業	業の一部	『につい	いては	、県が直		
		接事業を	を執行す	つること	とに改	めたとこ		
		ろであり)、今後	も 委詞	托事業	の内容に		
		ついてに	は、検証	を継続	きする。			
		なお、	再委託	につい	ては、	委託事業		
		のうちの	り一部、	必要量	最小限(のものを		
		承認して	ている。					
		【対応済	筝】					
	【結果】指摘 14-3						報告書	小
	ジョブローテーションについて						119 ^	ページ
	経理部署も含めたジョブロー					年間と期		
	テーション (定期異動) が取り入					間企業か		
	れられていないということ自体					1年間の		
	がリスクであるということを認				-	い職員で		
	識し、対応策を検討する必要が			•		ーテーシ		
	ある。	ョンを耳						
						る事務局		
						員を充て		
		るととも	ちに、今	般の国	サ発防.	止策の徹		

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
		底を図ることで使途不明金等の不祥 事発生のリスク低減を図っている。 今後、契約更新により勤務期間が 長くなる職員については、県の人事 管理運営方針等も参考に適性や専門 性も踏まえ、ジョブローテーション の導入を検討する。 【検討中(検討)】	
	【結果】指摘 14-4 例外条件の取扱いについて 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により観光関連業者の多くが経済的な影響を受けた。会員の権利の停止、会費の休止及びサービスの無償提供の条件等についての取扱いを明確に定めておくことが望ましい。	今回の取扱いは、新型コロナウイルス感染症の拡大という非常時における特例として理事会で休会措置を承認し、総会に報告を行ったもので、新型コロナウイルスの位置づけの見直しを受け、終了した。 今後同様のことがあった際には、規程の整備も含めて取扱いの明確化について検討したい。 【対応済】	報告書 120 ページ
公益社団法人大 分県農村振 興公社 農林水産部 (水田畑地化・ 集落営農課)	【結果】指摘 15-1 大規模リース事業におけるモニタリングにできるとこれででする豊おにの一つが経済を生状初り、できるとは、できまれる。というである。というである。というである。の方とは、ないの方とが不びに、ないの方とが不びに、ないの方とが不びに、ないの方とが不びに、ないの方とが不びに、ないの方とに、は、ないの方とに、は、は、ないの方とに、は、は、ないの方とに、は、は、ないの方とに、は、は、ないの方とに、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	令和5年度から、リース入植者の 選定をより慎重に行うため、候補者 への面談を複数回実施するととる に、関係機関との連携を強化する。 ととする。 また、入植後の指導体制を強化するため、リース入植者が組合等の供 合は、その構成員である各個人を 算書等も入手し、経営状況に応じて 経営検討会を実施することとする。 【対応済】	報告書 125 ページ

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	V _o		
	【結果】指摘 15-2		報告書
	大規模リース事業における決算		125ページ
	報告について		
	豊後高田市施設花き生産組合	令和5年度から、リース入植者が	
	の決算報告は受けているが、各	組合等の場合は、その構成員である	
	個人の決算書や税務申告書の入	各個人の決算書等も入手し、経営状	
	手はできていない。今後は入手	況の把握に努めている。	
	に努める必要がある。	【対応済】	
	【結果】指摘 15-3		報告書
	中間管理事業賃料について		126ページ
	令和3年度の農地中間管理事	公社では、大分県が作成する農地	
	業の賃貸料収入において、当法	中間管理事業の推進に関する基本方	
	人で中間保有をしている農地	針に即して、農用地の利用の効率化	
	が、農地の基盤整備のため、担い	及び高度化の促進を図るため、市町	
	手に賃貸がなされていない期間	村、農業委員会、土地改良区等との連	
	がわずかながら生じている。な	携のもと、農地中間管理事業を行っ	
	お、中間保有は新規就農者等が	ている。	
	安心して就農できることを目的	引き続き、市町村等の関係機関と	
	に国が認めた制度であり、法人	の情報共有等による連携を通じて、	
	が支払う賃料の負担額 824 千円	基盤整備の完了と同時期に中間保有	
	については、国庫補助金で賄わ	している農地を賃貸できるよう努め	
	れている。	たい。	
	農地の基盤整備には、2年か	【対応済】	
	ら3年程度の期間を要し、その		
	間は貸すことができない状況で		
	あるとの説明を所管課から受け		
	た。中間保有している農地が一		
	時遊休となることはやむをえな		
	いものの、可能な限り早期に基		
	盤整備を完了し、完了と同時期		
	に賃貸できるよう努めて頂きた		
And Let VI. 1			+0 44
一般財団法人大	【結果】指摘 16-1		報告書
分県主要農作物	特定資産の積立について	△和『尼宙の油 <i>類が</i> がり』と	130 ページ
改善協会	正味財産増減計算書を見る	令和5年度の決算資料から、積立	
典林永安如	と、残量処理積立金収入や需給	金等を特定資産として計上すること	
農林水産部	調整積立金収入など積立金収入	とした。	
(水田畑地化・	として収益計上しているものが	【対応済】	
集落営農課)	ある。貸借対照表上は通常の預		

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	 備 考
	金として計上されているが、運用方法等に制約があるため特定 資産として計上する必要がある。 【結果】指摘 16-2 財産目録の書式について 一般財団法人においては、財産目録の作成義務はないが任意 で作成が行われている。ただし、 作成されるのであれば公益法人 会計基準に準拠したフォーマットで作成し、財産の使用目的等 まで記載することが望ましい。	令和5年度の決算資料から、財産 目録は指定フォーマットを用い、使 用目的等も記載することとした。 【対応済】	報告書 130 ページ
一般社団法人大 分県農業会議 農林水産部 (水田畑地化・ 集落営農課)	【結果】指摘 17-1 職員数の確保について 職員数は、正規職員4名、嘱託 職員3名の計7名で組織の運営 を行っており、九州内での同団 体では最も少ない人員である。 そのため、将来に向けた人員確 保を計画的に行っていく必要が ある。	令和6年4月から正規職員を1名 採用する予定。今後は、職員の退職時期を見据えた人員確保を計画的に行っていく。 【対応済】	報告書 134 ページ
	【結果】指摘 17-2 預金残高の確認作業について 毎月作成される試算表には事務局長の確認印が押されている。この試算表を用いて預金通帳の残高との照合が行われているが、照合の証跡が残っていない。会計上の預金残高と通帳残高を照合した証跡を残したうえで、事務局長が確認することが望ましい。	今後は、毎月、経理担当者が作成する試算表と預金通帳残高を照合する際、証跡を残したうえで事務局長が確認することとする。 【対応済】	報告書 135 ページ
	【結果】指摘 17-3 自主事業の開発について 農業法人が集まる団体として 農業法人協会というものがあ る。ここでの当法人の役割は事 務局としての役割のみであり協	大分県農業法人協会の法人化による収入増の見込みはなく、また、他に 自主事業の実施例もないが、今後、他 県の動向を参考に、自主事業の実施	報告書 135 ページ

団 体 名	監査の結果及び意見	措	置	の	内	容	備	考
	会の運営には参画できていな	について	 C検討し	ていき	たい。			
	い。宮崎県や熊本県では農業法	【対応汎	_	_	3			
	 人協会を法人化している。大分							
	県農業法人協会も他県同様に法							
	 人化して、当法人がその事務局							
	 支援で収入を得るという方策が							
	 可能か検討することも必要と考							
	える。							
	これによって事業規模が拡大							
	し、経営基盤の強化や公益性の							
	高い業務が今よりも増加するの							
	であれば、自主事業として行っ							
	ていくことに合理性はあると考							
	えられる。県との協議を行い、経							
	営基盤の強化や公益事業の拡大							
	に努めていただきたい。							
	【結果】指摘 17-4						報告書	ŧ
	農の雇用事業について						136 ^	ページ
	農の雇用事業とは、OJT研	病気や	や怪我等	による	る退職、	、人間関		
	修を行っている法人に対して研	係、経済	的理由	で他業	種に転	転職など、		
	修費用を助成する制度である	やむを往	导ない理	!由で「	申止と	なってい		
	が、毎年中止する研修生の割合	る。今後	も引き	続き、絹	径営体	や研修生		
	が比較的高いように見受けられ	からの間	引き取り	を通し	ン、中-	止理由の		
	る。各年度の途中で中止した研	把握や、	途中で	中止す	するこ	とがない		
	修生の割合は令和元年度 33%、	よう、健	康管理	、作業	安全対	策、人間		
	令和2年度51%、令和3年度	関係円差	骨化など	で助言	言や指導	導に注力		
	22%である。中止した研修生の	する。						
	理由を把握し、極力途中で中止	【対応》	筝】					
	することがないように助言や指							
	導に力を注ぐ必要がある。							
	【結果】指摘 17-5						報告書	小
	総会議案書の事業実績報告につ						136 ^	ページ
	いて	_						
	総会議案書の事業実績報告で					業実績報		
	は当年度に実施した事業の決算	告の中で						
	額の報告が中心となっている					加人数等		
	が、事業の成果についての報告	を報告す		改めた	-0			
	は行われていない。	【対応》	新 】					
	例えば、新規就農者確保体制							
	整備事業においての成果である							

団 体 名	監査の結果及び意見	措	置	<i>(</i>)	内		備	考
	新規就農者の人数などが記載さ							
	れていない。また、各事業の中で							
	研修を実施したことは記載され							
	ているが、参加人数は記載され							
	ていない。							
	実施した事業の効果を計るた							
	めにも可能な限り事業の成果に							
	ついては記載すべきである。							
公益社団法人大	【結果】指摘 18-1						報告	小
分県畜産協会	委託費の承認について						141 ^	ページ
	法人内で補給金制度運営適正	今後に	は、事務	务委託 党	に業者の	の選定の		
農林水産部	化事業、肥育経営安定制度委託	際、理事	事会に選	選定理 🛭	自と予算	定金額を		
(畜産振興課)	事業にかかる委託費は理事会決	報告し、	承認を	:得るこ	ととす	っる。		
	裁が必要であることが定められ	【対応済	f]					
	ている。理事会の議案書には、委							
	託先の業者が記載されている							
	が、その業者を選定した理由や							
	金額までは記載されていない。							
	選定業者に関しては限られてい							
	るため説明する必要性は低いか							
	もしれないが、定期的に理事の							
	変更が生じることから説明は必							
	要と考える。							
	取引の透明性を確保するため							
	に業者の選定理由や契約予定金							
	額を理事会に報告し承認を受け							
	る必要がある。							
	【結果】指摘 18-2						報告	小
	預金口座について						141 ^	ページ
	法人の沿革を見てみると、平	令和5	年9月	目に、制	順度や	事業の規		
	成14年に3団体が合併し社団法	程等によ	こり別段	设口座で	での管理	理を求め		
	人が発足している。その影響も	られてい	いるもの	つを除い	た管理	理費等共		
	あり、事業ごとに口座を管理す	通経費に	係る口	座につ	いて、	33 口座		
	る仕組みが今日まで続いてお	から 22	口座に負	集約した	た。			
	り、普通預金の口座数は32件と	なお、	共通経	費の支	払につ	いては、		
	なっている。口座が多いと管理	統合した	口座で	で行って	いる。			
	業務が煩雑になることや不正が	【対応済	f]					
	生じやすい環境となるため望ま							
	しい状況ではない。							
	統合できる口座に関しては統							

団 体 名	監査の結果及び意見	措	 置	<i>(</i>)	内	 容	備	考
	合を行い、経費の支払いに関し							
	ては本部口座で集中して払うよ							
	うな運用を検討していただきた							
	V √°							
	【結果】指摘 18-3						報告書	書
	基金について						142 ^	ページ
	貸借対照表の固定負債に「業	負債	である	「業務」	軍営基金	金」及び		
	務運営基金」、「肥育安定基金」	「肥育第	安定基金	〕は、	大科目	「固定負		
	が計上されているが、公益法人	債」のう	ち、中	科目「	基金」	の小科目		
	では基金を取り扱うことはでき	として記	设定して	いたか	、当負	債は、公		
	ない。実質的には負債にあたる	益法人会	会計基準	で定義	遠される	5「基金」		
	ことから勘定科目の名称を変更	には該当	当しない) 0				
	することが望ましい。	勘定和	斗目に	「基金」	を用い	いること		
		は、一角	设社 団法	生人に	おいて	活動の原		
		資を調道	達するた	とめに記	設定され	れる「基		
		金」と涯	昆同する	恐れか	ぶあるこ	ことから、		
		公認会請	計士と協	協議の_	上、令	和4年度		
		決算から	5、大科	·目「固	定負債	」におけ		
		る中科目	目「基金	:」の設	定を廃	止し、当		
		負債に約	亜付く阝	퇵係制	要等に.	より定め		
		られてい	いる固有	有名称?	を勘定	科目とす		
		ることで		だった	-0			
		【対応》	育】					
	【結果】指摘 18-4						報告	
	特別の積立金について						142 ^	ページ
	貸借対照表の特定資産に「特					ては、公		
	別の積立資産」、固定負債に「特					、収益計		
	別の積立金」が同額計上されて					使途・時		
	いる。これは、生産者のために利	期等を構		_	こしてレ	いる。		
	用する目的で特定資産に計上しているが、目標の名様について	【検討り	卢(検 診	Ţ)]				
	ているが、同額の負債について							
	は生産者への返還義務もないた							
	め負債の要件を満たしていない。							
	い。本来は過去の肉用子牛生産							
	者補給制度が終わった時点で収							
	益計上する必要があったと考え られる。							
	(結果) 指摘 18-5						報告	<u></u> 赴
	[還円滑化積立資産、償還円滑						143 ^	
	便速口消化模型負性、模域口消 化積立金について						140	- /
	101月五並10 フロ・C						<u> </u>	

			ru. Ia
団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	貸借対照表の特定資産に「償	「償還円滑化積立資産」について	
	還円滑化積立資産」、固定負債に	は、「肉用子牛生産者補給制度におけ	
	「償還円滑化積立金」が同額計	る生産者積立準備金等の返還の取扱	
	上されている。これも過去の肉	に関する指針(平成 27 年 2 月 24 日	
	用子牛生産者補給制度で使用し	(策定)」に基づき、現業務対象期間終	
	なかった残金である。	了(令和6年度)後、生産者に対し返	
	「肉用子牛生産者補給制度に	還する方向で作業を進めることとす	
	おける生産者積立準備金等の返	る。	
	還の取扱に関する指針」に沿っ	【対応済】	
	て処理を行っていく必要があ		
	る。		
公益財団法人森	【結果】指摘 19-1		報告書
林ネットおおい	預金の管理について		147 ページ
た	経理部門の担当者は、保有す	令和5年4月に会計処理規程を改	
	る預貯金について、毎月末、通帳	定し、経理担当者は、入出金の度にオ	
農林水産部	の残高と帳簿残高の一致を確認	ンラインで通帳残高と帳簿残高を照	
(林務管理課)	し、年度の決算時には残高証明	合し、年度の決算時には残高証明書	
	書と帳簿残高の一致を確認する	 と帳簿残高を照合するよう改めた。	
	必要があるとともに、当該照合	 また、1年以上未利用かつ事業執	
	については会計処理規程に明確	 行上も不必要な口座については、令	
	に定めておくことが望ましい。	 和5年4月までに解約した。	
	また、管理コストの面からも、不	 【対応済】	
	必要な口座については解約する		
	ことが望ましい。		
	【結果】指摘 19-2		報告書
	退職給付引当金について		147ページ
	毎年度末に要支給額を退職給	 令和4年度決算から、毎年度末に	
	付引当金として計上する必要が	要支給額を退職給付引当金として計	
	ある。	上するよう改めた。	
		【対応済】	
		*>	報告書
	固定資産の取得価額の少額判定		148ページ
	について		110
	固定資産の取得価額が10万円	 令和4年度決算から、本体とバッ	
	未満になるかどうかの判定にお	テリー等、一体で機能するものを同	
	いて、一体で機能するものにつ	時に取得する場合、その単位ごとに	
	いては、その単位ごとに判定す	判定するよう改めた。	
	る必要がある。	刊足するより以めた。 【対応済】	
	【結果】指摘 19-4	₹247/UHZI	報告書
	財務諸表の注記について		148ページ
	がか的なの注記について		140

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
D IT 4	- ニュッパスクッポスクップス 下記の注記を記載する必要が	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	NU A
	ある。	た項目について、重要な会計方針や	
	・投資有価証券の評価基準及び	注記として記載するよう改めた。	
	評価方法(重要な会計方針とし	【対応済】	
	7)		
	・引当金の計上基準(重要な会計		
	方針として)		
	・基本財産及び特定資産の増減		
	額及びその残高		
	基本財産及び特定資産の財源		
	等の内訳		
	・固定資産の取得価額、減価償却		
	累計額及び当期末残高		
	【結果】指摘 19-5		報告書
	附属明細書について		148 ページ
	森林管理積立資産の期末帳簿	森林管理積立資産の期末帳簿価額	
	価額が貸借対照表の金額と不一	と貸借対照表の金額の不一致につい	
	致であり、当期増加額を加味し	ては、法人に改善するよう指導し、令	
	た金額を記載すべきである。	和4年度決算から当期増加額を加味	
		した金額に修正するよう改めた。	
		また、法人に対し、今後このような	
		不備がないようチェック体制を強化	
		するよう指導した。	
	# 11 * 11 - 11 - 11	【対応済】	to de
	【結果】指摘 19-6		報告書
	賞与引当金の設定について		149 ページ
	期末手当及び勤勉手当に関し	令和4年度決算から、期末手当及	
	て、賞与引当金を設定する必要	び勤勉手当について、賞与引当金を	
	がある。	計上するよう改めた。	
从	【結甲】指接 2.0 1	【対応済】	
公益社団法人大 分県漁業公社	【結果】指摘 20-1 小口現金及び預金残高の管理に		報告書 152 ページ
刀尔原来公社	かロ現立及び預立残局の管理について		102 -
農林水産部	小口現金の現物照合は毎日、	 令和5年1月に公社会計事務取扱	
(水産振興課)	また、預金の通帳残高との照合	要領を改定し、同月以降、小口現金の	
VA -/-LANCE / N/V/	は毎月末、実施する必要がある。	現物照合は毎日、預金の通帳残高と	
	なお、当該照合については、財務	の照合は毎月末毎に実施し、証跡を	
	規程や会計事務取扱要領に明確	残すよう改めた。	
	に定めるべきである。	【対応済】	
	【結果】指摘 20-2		報告書

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	固定資産の管理について	相 臣 切 附 谷	153 ページ
	固定資産については、財務規	 今後、固定資産の現物照合は年1	100 . 2
	程34条第2項の規定に従い、毎	回以上行うこととし、現状が台帳と	
	年(年度末が望ましい)、固定資	相違している点については修正、旧	
	産の現状を調査し、台帳と照合	施設解体に伴い除却した固定資産に	
	する必要がある。また、既に現物	ついては除却処理を行った。	
	がない資産については、台帳か	なお、令和5年3月に上浦事業場	
	ら除却処理をすべきである。	においても同様の調査・処理を行っ	
		た。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 20-3		報告書
	賞与引当金に関する社会保険料		153 ページ
	について		
	賞与引当金に関する社会保険	令和4年度決算から、社会保険料	
	料の法人負担分についても、そ	の法人負担分を含めた賞与引当金を	
	の金額を合理的に見積もること	計上するよう改めた。	
	が可能であるため、費用計上す	【対応済】	
	る必要がある。		
	【結果】指摘 20-4		報告書
	貸倒引当金の取崩し処理及び貸		154 ページ
	倒引当金の設定額について		
	与信先の貸倒れが発生した場	令和5年度から、貸倒が発生した	
	合、貸倒引当金を取崩すととも	場合、先ずは貸倒引当金を取り崩し	
	に、残額を貸倒損失として処理	た上で残額を貸倒損失として処理す	
	すべきである。また、令和3年度	ることとした。	
	において、引当金積立額を大幅	また、引当金積立額は法人税法に	
	に上回る貸倒損失が発生してお	よる法定繰入率で計上しているが、	
	り、引当額が妥当であったのか	債権額が大きい与信先については関	
	検討を行う必要がある。	係先から財務状況を聴取するなどに	
		より適宜、引当額の妥当性について	
		検証し、適切な引当額の設定に努め	
		ることとする。	
	•	【対応済】	
	【結果】指摘 20-5		報告書
	県保有施設に係る利用料の負担		154 ページ
	等について		
	県保有施設の使用について、	水産基本法では、水産動植物の増	
	利用料の負担など、今後の扱い	殖(種苗の生産や放流など)は地方公	
	を検討すべきである。	共団体の責務、沿岸漁場整備開発法	
		では、県は栽培漁業の振興(種苗生産	

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
		施設整備の推進など)に努めること	
		とされている。	
		海へ放流された種苗は無主物とな	
		ること、放流事業は国民への水産物	
		の安定供給に寄与することから公共	
		性が高い。	
		当県としても、水産資源の回復の	
		ため、上記の放流を担う漁業者へ放	
		流種苗を安価で提供し、限られた漁	
		協等の予算において最大限の放流事	
		業ができるよう、他県の状況も参考	
		に、施設の使用料を 100%減免として	
		いる。	
		今後の取扱については、社会情勢	
		や公社の経営状況等を見ながら減免	
		継続の必要性について随時検討を行	
		っていく。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 20-6		報告書
	適正な販売単価の設定について		155 ページ
	3年程度、不採算の種苗のあ	ナマコ等、構造的な不採算魚種に	
	ぶり出しがされていないが、適	ついては既にあぶり出しを行い、他	
	正な種苗販売単価の設定の観点	県からの斡旋に切り替えている。	
	からは早急に実施する必要があ	また、魚種の採算性の検討に当た	
	る。	っては、種苗生産は外的要因(その年	
		の①確保した親魚の卵質、②海水温、	
		③赤潮等の海洋環境、④疾病の流行)	
		によってB/Cが大きく変動するため、	
		「同一の工程」で5年程度のモニタ	
		リングが必要となる。	
		現在、施設建替の影響で生産工程	
		が毎年変動しているため、十分なモ	
		ニタリングができていない。新施設	
		での生産に移行し、データが揃い次	
		第、直ちに生産原価を算出し、適正な	
		販売単価への見直しについて検討す	
		る。 	
	▼ / 1 - ▼ / 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	【対応済】	
公益財団法人大	【結果】指摘 21-1		報告書
分県建設技術セ	花津留庁舎 研修室について		159 ページ

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
ンター	コロナ禍の中の研修はオンラ		
	 インを利用した研修も行われ、	については、令和4年度に試行を行	
土木建築部	その際は、県・市町村職員のみを	い、認定機関との調整や民間事業者	
(建設政策課)	対象とした研修となっている。	団体との意見交換等を経て、認定講	
	これは、各資格保持者に必要な	座の要件を満たす研修体制が整った	
	要件であるCPD(継続教育制	ため、令和5年度から開始した。	
	度) の認定講座であるため、認定	【対応済】	
	講座の要件を満たすための条件		
	を整備することが困難であった		
	ためである。		
	将来的には、一般事業者にも		
	オンライン研修ができる体制を		
	整備していただきたい。		
	【結果】指摘 21-2		報告書
	情報セキュリティに関する規程		159 ページ
	について		
	法人はITの利用頻度が大き	円滑な組織運営を行うにあたり、	
	い事業を行っており、情報セキ	情報セキュリィティ等の必要な規程	
	ュリティに関しての規程等を定	を適時適切に整備することは重要で	
	めるべき法人である。情報セキ	あることから、引き続き、十分注意の	
	ュリティ等の規程は令和4年8	上、組織運営を行っていく。	
	月9日から施行され、現時点に	【対応済】	
	おいても大きな問題は生じてい		
	ない状況である。		
	しかし、すでに公共土木施設		
	のデータベース化業務や大分県		
	の共同利用型積算システムの運		
	用が過年度から開始されてお		
	り、本来は事業開始前までに業		
	務上のリスクを洗い出し、管理		
	規程を定めるべきであったと考		
	える。		
	【結果】指摘 21-3		報告書
	遊休財産額の上限について		160 ページ
	令和4年3月期において遊休	公益社団法人及び公益財団法人の	
	財産の保有制限に抵触はしてい	認定等に関する法律第16条(遊休財	
	ないものの、保有上限額に近い	産額の保有の制限)の規定を遵守し	
	状態となっている。	つつ、引き続き、土木積算等技術支援	
	遊休財産の保有制限額に抵触	事業等などに加え、公益事業の積極	
	しないよう、公益的な事業費の	的な計画立案・実行を通じ、良質な社	

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	拡大を図って頂きたい。	会資本の整備充実、快適で安全な県	
		土づくりに寄与していく。	
		【対応済】	
大分県土地開発	【結果】指摘 22-1		報告書
公社	出納業務の効率化について		164ページ
	経費の支払いは、普通預金か	令和5年8月から、小切手振り出	
土木建築部	ら当座預金への小切手での資金	しの省略化を進めるため、インター	
(用地対策課)	移動を行った後、当座預金から	ネットバンキングで通帳間の資金移	
	の請求者への支払いが行われて	動ができるよう機能を追加した。	
	いる。その際、当座預金からの支	【対応済】	
	払いはインターネットバンキン		
	グが用いられている。		
	インターネットバンキングの		
	導入の目的の一つには業務の効		
	率性が掲げられるが、小切手の		
	振り出し、資金移動に関しては		
	窓口業務での対応となり、ネッ		
	トバンキングの導入の効果が希		
	薄化している。出納業務の内部		
	統制は有効に機能していること		
	に鑑みれば、小切手の振り出し		
	は省略することも可能と思われ		
	る。		
	【結果】指摘 22-2		報告書
	事業報告書について		165 ページ
	事業報告書の「2. 事業実績」	令和4年度決算から実績値が計画	
	において、計画額と実績額に大	値の概ね1割を超えて減少している	
	きな差額(例えば1千万円以上	事業については、事業報告書の摘要	
	の差額などが考えられる。) が生	欄にその要因を記載することとし	
	じている事業については、摘要	た。	
	欄に差額の要因を記載した方が	【対応済】	
	望ましい。		
	【結果】指摘 22-3		報告書
	貸借対照表について		165 ページ
	貸借対照表上のソフトウェア	令和4年度決算から貸借対照表上	
	の帳簿価額は間接控除法ではな	のソフトウェアの帳簿価額は間接控	
	く、直接控除法を用いるべきで	除法から直接控除法に改めた。	
	ある。	【対応済】	
	【結果】指摘 22-4		報告書
	決算書類の注記表について		166 ページ

団 体 名	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備考
	重要な会計方針「2 固定資	令和4年度決算から財務諸表の注	
	産の減価償却方法」には、有形固	記事項(重要な会計方針)について、	
	定資産償却方法は定率法と記載	記載内容を下記のように改めた。	
	されているが、建物や建物付属	記	
	設備には定率法だけでなく定額	■ 2 固定資産の減価償却の方法	
	法も存在していることから、記	・有形固定資産	
	載内容を修正する必要がある。	主として定率法によっている。	
		ただし、平成 19 年 3 月 31 日以前	
		に取得した建物(建物付属設備は除	
		く)については旧定額法、平成19年	
		4月1日以後に取得した建物(建物	
		付属設備は除く)ならびに平成 28 年	
		4月1日以降に取得した建物付属設	
		備及び構築物については定額法によ	
		っている。	
		・無形固定資産(自社利用のソフトウ	
		ェア)	
		社内における利用可能期間(5年)	
		に基づく定額法によっている。	
		【対応済】	
株式会社大分国	【結果】指摘 23-1		報告書
際貿易センター	一般社団法人との取引について		170 ページ
	当法人は (一社) 大分県貿易協	大分県貿易協会と締結している従	
土木建築部	会と出向契約書を交わし、貿易	業員の出向に関する覚書に基づき、	
(港湾課)	協会に従業員を派遣していると	令和4年度から適切な人件費等を徴	
	ころであるが、出向先から支払	収している。また、家賃の支払いにつ	
	われる費用について、覚書で定	いては、令和5年度から同協会と賃	
	められている契約金額と異なる	貸借契約を締結し、賃借料を徴収す	
	金額が支払われている。	るよう改めた。	
	また、貿易協会の所在地は当	今後とも適切な負担がなされるよ	
	法人の事務所とされているが、	う引き続き同協会と協議していく。	
	賃貸借契約などは締結されてお	【対応済】	
	らず、貿易協会は当法人に家賃		
	を支払っていない。		
	当法人は貿易協会との取引を		
	整理、改善する必要がある。		
	【結果】指摘 23-2		報告書
	取引業者の選定について		170 ページ
	固定資産や経費取引について	令和5年4月から経理規程に基づ	
	見積合わせが行われていない取	き、10 万円以上の金額の取引は見積	

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	引が複数見られるなど、当法人	合わせを行い、随意契約の場合には、	
	の規程に沿った業務が行われて	理由を明らかにした上で、内部決裁	
	いない。内規に従い、一定以上の	を経て取引を行うといった事務処理	
	金額の取引は見積合わせを行	を徹底した。	
	い、また、随意契約の場合にはそ	【対応済】	
	の理由を明らかにした上で、内		
	部決裁を経て取引を行うといっ		
	た対応が必要である。		
	【結果】指摘 23-3		報告書
	貸借対照表の表示区分について		171 ページ
	令和4年3月末の貸借対照表	令和4年度決算から、売買目的有	
	において、固定資産の投資有価	価証券及び1年内に満期の到来する	
	証券 250 百万円のうち 50 百万円	有価証券については、流動資産に計	
	は、償還日が1年以内に到来す	上するよう改めた。	
	る債券であることから、固定資	【対応済】	
	産ではなく流動資産に計上すべ		
	きである。		
	【結果】指摘 23-4		報告書
	規程の改廃について		171 ページ
	規程の内容が取引実態と明ら	令和5年4月に経理規程を改正	
	かに異なっている点が見受けら	し、指摘を受けた支払い方法につい	
	れることから、規程の見直しを	ては「原則として小切手」としていた	
	行う必要がある。	ものを「原則として銀行振込又は現	
		金」に、金銭の残高については残高証	
		明書を「毎月末に徴する」としていた	
		ものを「決算期末に徴する」とした。	
		また、経理規程改正後は規定に基づ	
		き適切に運用している。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 23-5		報告書
	県有地に外郭団体の施設が建設		171ページ
	されていることについて		
	県が所有する大分港大在コン	平成 18 年度から公募を行っている	
	テナターミナルの敷地内におい	ターミナルの指定管理者について	
	て、使用許可の上、センターが自	は、ターミナルの敷地内に同社の建	
	己施設を設け外部業者等に賃貸	物があるとしても、他者が指定管理	
	し収入を得ている。	者となりターミナルの敷地内に建物	
	センターは平成 18 年から継続	を建設すること、あるいは近隣に管	
	してターミナルの指定管理者に	理事務所を借りて業務を行うことは	
	もなっている。ターミナル内に	可能であることから、令和5年度に	

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	センター所有の施設が置かれ、	実施した、6年度から10年度までを	
	外部業者との賃貸契約が継続し	管理期間とする指定管理者の公募に	
	ている点などを勘案すると、5	おいて、公募要領にターミナル内に	
	年ごとの指定管理者の公募にお	拠点がなくてもよいことを明記し、	
	いて、センター以外の者が参入	他の営利企業の参入を促した。	
	することは容易ではなく公平な	【対応済】	
	競争が行われているとは判断で		
	きず、公募が形式的であるよう		
	にも見て取れる。		
	公平性の観点からセンターの		
	建物がターミナル内に恒常的に		
	置かれている状況について、建		
	物を県が取得するよう働きかけ		
	るか、使用期間を終了させて他		
	の営利企業も参入できる機会を		
	確保するなどの見直しを検討す		
	るべきである。		
	【結果】指摘 23-6		報告書
	配当金について		172 ページ
	業績が安定しており配当金を		
	恒常的に出してよいのではない	が、今後は、老朽化している施設の更	
	かと考えられる。	新やインフレによるコストの増大等	
		を踏まえつつ、業績の見通しが不透	
		明な点も勘案しながら、安定した利	
		益の確保と配当に努めていく。	
	FALTE VIOLEN	【対応済】	ter (), -t-
	【結果】指摘 23-7		報告書
	監査役監査の内容の証跡につい		173ページ
	て	AT-AF-OF-NIR OF-T-	
	監査役の監査報告書は入手しているが、水本版本和生書は全	令和4年8月以降の監査において	
	ているが、当該監査報告書は定	は、内容等を詳細に記録し、整理・保	
	型様式となっているため、監査	存している。	
	内容や意見、講評メモなどが当	【対応済】	
	法人において十分に記録されて		
	いなかった。		
	監査役がどのような監査を実施したのか、センターの経営等		
	施したのか、センターの経営等 に資する情報について集約整理		
	に質りる情報について集制登理する必要がある。		
	9 る必要がある。 【結果】指摘 23-8		報告書
	【和木】1月10		和口音

団 体 名	監査の結果及び意見	 措 置 の 内 容	備考
·	役員への餞別について	<u> </u>	173 ページ
	「役員の辞任に基づく餞別贈	令和5年6月に支給した餞別に	こ関
	呈規程」に基づき監査役に餞別	する会計処理から、従来の雑費甚	動定
	が支払われ、雑費として処理さ	の計上について、より透明性を高	事め
	れている。規程どおりの支払い	るために福利厚生勘定へ勘定科目]を
	ではあるものの、退職金勘定で	改めた。	
	はなく雑費勘定の処理である	【対応済】	
	と、その事実を外部から把握す		
	ることが困難になる恐れがあ		
	る。より透明性を確保するため		
	に外郭団体として改善できる事		
	項がないか検討されたい。		
	【結果】指摘 23-9		報告書
	固定資産の実査について		173 ページ
	決算に関する資料として固定	経理規程に基づくとともに今回	
	資産台帳は出力されているもの	指摘の趣旨等を踏まえ、令和5年	F度
	の、チェックマークなどが付さ	分から総務部長(固定資産管理責	責任
	れておらず、現物調査が行われ	者) が有形固定資産の現状を確認	忍の
	ているのか判別がつかなかっ	うえ、稟議書にて報告し、決裁を受	受け
	た。今後は、いつ誰がどのように	ることとした。	
	調査したのかが明らかになるよ	【対応済】	
	うに記録を残しておくことが望		
	ましい。		
大分県住宅供給	【結果】指摘 24-1		報告書
公社	出納業務の効率化について		176 ページ
	経費の支払いは、普通預金か	令和5年8月から、小切手振り) 出
土木建築部	ら当座預金への小切手での資金	しの省略化を進めるため、インタ	y —
(建築住宅課)	移動を行った後、当座預金から	ネットバンキングで通帳間の資金	应移
	の請求者への支払いが行われて	動ができるよう機能を追加した。	
	いる。その際、当座預金からの支	【対応済】	
	払いはインターネットバンキン		
	グが用いられている。		
	インターネットバンキングの		
	導入の目的の一つには業務の効		
	率性が掲げられるが、小切手の		
	振り出し、資金移動に関しては		
	窓口業務での対応となり、ネッ		
	トバンキングの導入の効果が希		
	薄化している。出納業務の内部		
	統制は有効に機能していること		

団 体 名	監査の結果及び意見	措	置	<i>O</i>	内	容	備	考
	に鑑みれば、小切手の振り出し							
	は省略することも可能と思われ							
	る。							
	【結果】指摘 24-2						報告書	
	目標入居率の設定について						177 ^	ページ
	県営住宅に関しては令和4年	今後、	各市と	の基ス	 	の更新時		
	度からの基本協定書に、設備が	に、適宜	乙、協議	するこ	こととし	した。		
	充実している一定の居住水準を	【対応済	f]					
	満たす住宅の入居率 95.5%の目							
	標指標が設定された。一方、市営							
	住宅で設定されているところは							
	現時点では無いため、今後、県営							
	住宅同様に一定の水準を満たす							
	市営住宅に関しては目標水準を							
	定めることが望まれる。							
	【結果】指摘 24-3						報告書	<u></u>
	財産目録の作成方法について						177 ^	ページ
	財産目録上に記載されている	令和4	l 年度決	く算から	う財産	目録の預		
	預金は総額のみの記載となって	金の欄に	1、預金	の種別	、預金	先金融機		
	おり、内訳が記載されていない。	関名、預	金額を	記載す	ること	ことした。		
	財産の内容が明瞭となるように	【対応済	f]					
	預金種別毎に、主な金融機関名							
	を付して、金額を記載すること							
	が望ましい。							
	【結果】指摘 24-4						報告書	
	決裁システムの導入、拡大につ						178 ^	ページ
	いて	_						
	令和4年度から、ワークフロ					の決裁に		
	ーシステムを導入し、発注伺い		•			ステムを		
	や支出負担行為の郵送等の手間	, ,				図ったと		
	を省き、電子決裁とすることで		-	_		理等のシ		
	業務フローの改善が行われてい					業務の効		
	る。業務が大分県全域で行われ	率化に取	_	ことと	こしてい	いる。		
	ていることに鑑みれば適切な対	【対応済	F.					
	応であると思われる。しかしな							
	がら、一般企業と比較すると導							
	入までの意思決定に時間を要し							
	ていると言わざるを得ない。業							
	務改善に関しては迅速に意思決							
	定ができる体制が望まれる。							

団 体 名	監査の結果及び意見	措	置	<i>(</i>)	内	容	備	考
	また、導入されたワークフロ							-
	ーシステムは現状すべての経費							
	に対応できていないため、これ							
	に関しても順次対応し、業務の							
	効率化を推進して頂きたい。							
	【結果】指摘 24-5						報告	<u></u>
	大分県住宅供給公社の今後の展						178 ^	ページ
	望について							
	大分県住宅供給公社は大分県	県では	は、全市	可时村及	及び住宅	宅供給公		
	下で公営住宅の管理業務を行っ	社が参画	可する大	て分県均	也域住的	宅協議会		
	ており、その実績は全体の約	を設立し	/、県及	び市町	丁村間	において		
	75%の公営住宅の業務に携わっ	課題を共	は有し、	それる	ぞれが	これまで		
	ているところである。公営住宅	培ってき	たノウ	ハウタ	や知見	を結集す		
	は築年数が長いものが多く、今	ることで	ご、公営	住宅の	つ建設・	や維持修		
	後は老朽化による改修工事、建	繕•管理	などに	ついて	、共同	でマネジ		
	替工事さらには閉鎖等が生じて	メントす	ること	として	いる。			
	くるであろう。公営住宅の所有	今後と	:も、社	上会の変	变化等:	を踏まえ		
	者である県や各市町村において	公社のあ	っり方や	体制等	等につり	いても、		
	改修、建替等の意思決定が行わ	県·公社	連携の	うえ、ホ	倹討し	ていきた		
	れているが、行政側も建築の専	い。						
	門職員が減少してきている。	【対応済	f]					
	そのため、将来的には現場の							
	状況を最も理解している公社が							
	公営住宅のマネジメントにも参							
	画するような体制づくりを検討							
	していく必要があると考える。							
公益財団法人大	【結果】指摘 25-1						報告	書
分県奨学会	高校奨学金等返還率の向上施策						182 ^	ページ
	について							
教育庁	令和3年度の高校奨学金等返	債権管	芦理業 務	多の強化	とに向り	けて、令		
(教育財務課)	還率は71.9%と低調であるため、	和5年9	月から	未収金	をの一i	部につい		
	返還率の向上に向けた実効性の					へ外部委		
	ある対策が望まれる。					について		
						も検証し		
		継続的に		行って	いく。			
	•	【対応済	f]					
	【結果】指摘 25-2						報告	
	有価証券の保有目的について		NII DO				183 ^	ページ
	満期まで所有する意図をもっ					意図をも		
	て保有する有価証券について	って取行	导する	有価証	券に~	ついては		

団体名	 監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	は、満期保有目的の債券に区分	「満期保有目的の債券」として区分	5
	すべきである。	し、管理していくこととする。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 25-3		報告書
	備品の管理(備忘価額)につい		183 ページ
	て		
	当財団法人は、現在使用中の	今後、未処分と処分済みの固定資	
	固定資産(備品)についても、0	産を区分して管理するため、現在償	
	円まで減価償却を行っている。	却中の資産及び今後取得する資産に	
	台帳上、存在しているものと処	ついては、備忘価額として1円を帳	
	分済みのものが明確でないた	簿上残すこととする。	
	め、今後は存在しているものに	【対応済】	
	ついては帳簿上備忘価額1円と		
	することが望ましい。		
公益財団法人大	【結果】指摘 26-1		報告書
分県スポーツ協	事業費負担金変更承認申請の意		189 ページ
会	義について		
	令和4年3月15日付の当該事	今後、スポーツ協会では、変更承認	
教育庁	業費負担金変更承認申請書で申	申請の意義を踏まえ、実績報告時に	
(体育保健課)	請した金額が4月20日付の事業	大きな差異が出ないよう、十分に精	
	実績報告書では、提示金額の半	査した上での変更承認申請の提出を	
	分以下となっていた。変更申請	徹底するとともに、県では、同協会と	
	を必要とする意義について、県	十分な意思疎通、情報共有を図り、円	
	の所管課と当協会は理解を共有	滑な事務処理を行うよう指導を継続	
	することが望まれる。	することとする。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 26-2		報告書
	自主財源確保の取り組みについ		189 ページ
	τ		
	県からの負担金が経常収益の	国民体育大会の開催地に応じて県	
	7割を超えており、負担金割合	からの負担金の額が変動するため、	
	の低減が望まれる。自主財源確	負担金割合を意図的に低減させるこ	
	保に向けたこれまでの取組の成	とは困難であるが、今後、新たにパー	
	果がある程度出ていると考えら	トナー企業制度を導入する等、自主	
	れるものの、より一層の成果を	財源の確保に向けた取組を継続して	
	得るために今後も継続的な取組		
	が望まれる。	【対応済】	+0 4
	【結果】指摘 26-3		報告書
	効率的な業務実施について		190 ページ
	県は、超過勤務状況について	県として、スポーツ団体ガバナン	

団 体 名	 監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	実態を把握し、法人と協働して	スコードや上部団体である日本スポ	VIII 3
	必要な改善策等を検討、実施す	- 一ツ協会での総合型クラブの登録認	
	ることが望まれる。	証制度の運用開始、スポーツ少年団	
	また、実施している業務につ	 改革等に伴い、超過勤務が恒常的に	
	いて、今一度振り返り、業務の廃	 発生していることは把握している。	
	止、統合等による効率的な業務	そのため、効率的な業務実施に向	
	の実施が望まれる。	けて、WEB会議への移行、公印省略	
		した文書のメール発送、オフィス環	
		境の整備 (複合機の導入、リモートワ	
		ーク対応のノートパソコン導入、デ	
		ータサーバーの導入)等に取り組ん	
		できた。	
		しかしながら、業務量の減少を図	
		らなければ、抜本的な改善には繋が	
		らないため、業務の廃止・統合等につ	
		いて、今後検討していきたい。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 26-4		報告書
	経費削減の目標指標について		191 ページ
	経費削減の努力の成果が数字	現在、日本スポーツ界の変革の時	
	として表れるよう、適切な目標	期であり、新たな事業(部活動地域移	
	指標を事前に策定することが望	行をはじめとする総合型クラブ、ス	
	まれる。	ポーツ少年団改革等)にも取り組ん	
		でいるため、経費の増加が想定され	
		ている。業務の効率化等による光熱	
		水料費や印刷消耗品費の削減などの	
		取組は継続しつつ、中期経営計画	
		2022-2027 では、新たな自主財源の確	
		保の目標指標を策定し、今後の予算	
		確保に取り組んで行くこととする。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 26-5		報告書
	クラブアドバイザー活動報告書		191ページ
	の確認方法等について		
	テレワーク勤務を認める場合	令和5年度から、クラブアドバイ	
	は、テレワーク勤務の事前承認	サーがテレワーク勤務を行う際は、	
	を得た証跡を残し、次回、執務室	事前に勤務計画について上長の承認	
	で勤務する際にテレワーク勤務	をとり、その証跡について残すよう	
	で実施した活動内容について、	改めた。	
	上長との対話による確認を行う	また、事後確認については、テレワ	

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	ことが望まれる。	ーク勤務の翌日までに上長が本人に	·
		 口頭で確認するよう改めた。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 26-6		報告書
	 未使用の領収書の管理について		192 ページ
	未使用の領収書については、	令和4年12月から、未使用の領収	
	金庫等に保管するなど適切な管	書については、法人の金庫で保管す	
	理が望まれる。	るよう改めた。	
		【対応済】	
公益財団法人大	【結果】指摘 27-1		報告書
分県暴力追放運	差止請求費用準備資産、訴訟費		196 ページ
動推進センター	用積立資産について		
	差止請求費用準備資産、訴訟	特定資産の必要性について適宜検	
警察本部	費用積立資産については、予定	証し、使用の可能性が低いと判断さ	
(組織犯罪対策	される使途は明確になっている	れれば、取り崩しも含めて検討する	
課)	一方、使用される可能性が高い	こととしたい。	
	状況にはなく、公金が効率的に	【対応済】	
	活用されているとは判断できな		
	い状況にある。今後も発生の可		
	能性が低いのであれば、特定資		
	産からの取崩しを検討すること		
	が望ましいと考える。		
	【結果】指摘 27-2		報告書
	給与の支払方法について		197 ページ
	当法人は給与規程に基づき、	令和6年度から、給与の支払い方	
	給与を現金で支払っているが、	法を口座振込に変更することとし	
	現金の紛失や受渡トラブルなど	た。	
	のリスクを考えると、支給対象	【対応済】	
	者に確認の上、銀行振込に移行		
	することが望まれる。		
	【結果】指摘 27-3		報告書
	法人の指標について		197 ページ
	当法人は活動指標に責任者講	暴力団事件の特殊性から暴力絶滅	
	習受講率や企業訪問数を、財務	につながった件数等を指標とするの	
	指標に公益目的事業比率や賛助	は、困難である。	
	会費を設定している。当該指標	【対応困難】	
	は法人が活動したことを示すも		
	のにはなるが、暴力根絶に繋が		
	ったかどうかの情報は提供され		
	ない。		

団 体 名	監査の結果及び意見	措	置	0)	内	容	備	考
	暴力団に係る組織や問題事案							
	の件数等の成果について、指標							
	にすることができないか検討す							
	る必要がある。							
	【結果】指摘 27-4						報告	<u> </u>
	 管理者の書類等に対するチェッ						197 ^	
	クについて							
	 備品台帳の廃棄について事務	令和:	5年3月	に会計	十処理	規程を改		
	 局長の検印が漏れていた。廃棄	正し、ほ	5 万円以	人上の集	か品を′	備品と定		
	者以外の者がチェックすること					備品台帳		
	により、不適切な利用や処分を		-			備品の保		
	防止・発見するといったことが					記録を行		
	期待される。会計規程には備品					備品点検		
	台帳の詳細な取扱いが定められ		-			報告する		
	ていないことから、備品の金額	こととし	•	1 1017	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,,,,		
	基準やチェック方法を明確にし		0	受払簿	につい	ては、発		
	ておくことが肝要である。					認した上		
	また、前年度分(令和3年度)							
	のはがきの受払簿に、責任者の	【対応液	_	, , 5,00	//Co			
	横印がないものが見られた。受	▼ 2/17/17/17	14					
	払簿に対する記載を完備するよ							
	う改善されたい。							
	【結果】指摘 27-5						報告	<u> </u>
	【赤色の満期到来後の対応につい						198 ^	-
	T						100	Ť
	` 近年の経済市場においては、	当法	人の監事	事 証券	条会社	などの意		
	満期保有債券の償還期限が到来		4	•		経減し、安		
	した場合、再投資の際に期待さ					購入を検		
	れる利回りが減少する可能性が	計する。	<u></u>) 11 W : (ال ک	R 54 V Z)	ハイナ/ ▶ C 1天		
	高いと思われる。今後満期を迎		暴力追	自放県国	全大夕:	等の経費		
	える際の財政上の措置や対応の	·	.,,,,	_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		た事業を		
	有無について、ある程度具体的	実施する	-					
	な検討を行っていくことが望ま	【対応》			;	, v 0		
	しい。	■ / · 3 // Li · 1/	. 4					
	・。 例えば、運用基準の見直し要							
	否、元本取崩しの可否、運用益で							
	充当されている職員給与をはじ							
	めとするコストの見直しといっ							
	た項目が考えられる。							
公益財団法人大	【結果】指摘 28-1						報告	<u></u>

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
分県交通安全協	自立性のある収益獲得が見込め		202ページ
会	る新たな事業の立案・検討につ		
	いて		
警察本部	今後の一層の電子化の進展に	収益事業である自動車学校事業に	
(交通企画課)	より、従来型の受託事業に係る	ついて、教習指導員による送迎バス	
	収入の減少が予見されることか	の運用を見直し、技能教習時間を確	
	ら、自立性のある収益獲得が見	保することで、繁忙期(2月~3月)	
	込める新たな事業の検討・実施	に要望の多い早期卒業に応えるなど	
	が望まれる。	入校生の獲得に繋げる。	
		また、利益率向上に効果のない既	
		存の割引制度(教科書代の割引や紹	
		介者への謝礼) を廃止し、これまで据	
		え置いていた入学金や教習料金を他	
		校の状況を踏まえ見直しを行うなど	
		収入の増加に努める。	
		なお、今後も環境の変化等に応じ	
		て、既存事業の見直しや新規事業の	
		検討を行っていく。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 28-2		報告書
	理事会における監事の出席につ		203 ページ
	いて		
	令和2年度と令和3年度は、	監査以降開催された理事会では、	
	対面での理事会の開催は、コロ	監事全員が出席できるよう、事前に	
	ナ禍の影響によりそれぞれの年		
	度で1回のみであったが、監事	月及び12月に開催された理事会には	
	の一人はそのいずれの理事会に	監事全員が出席した。	
	も出席していなかった。監事は、	今後も、事前の日程調整を行い、監	
	重責な役割を担っていることか	事全員が出席できるよう取り組む。	
	ら、理事会への出席が望まれる。	【対応済】	to de
	【結果】指摘 28-3		報告書
	決議省略時における議案提案書		203ページ
	の発出日と意思表示日が同一で		
	あったことについて	野木川阪 相安ふと油港ナベ笠田	
	議案に対する意思表示は、議	監査以降、提案から決議まで適切	
	案の提案から一定の期間が必要 であるのが通常であり 全員の	な期間を設け、議案提案書の発出日	
	であるのが通常であり、全員の	と意思表示日が同一にならないよう 改めた。	
	息芯衣小を必安とりる日の数日 前を議案提案書の発出日とする	以めた。 【対応済】	
	ことが望まれる。		

			/++
団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	【結果】指摘 28-4		報告書
	委託料の支払について		204 ページ
	体験型交通安全教育業務委託		
	契約において、県は委託料の支	ち、ドライビングシミュレータと自	
	払に際し、契約書に記載のある	転車シミュレータについては、受講	
	「未達となった理由が特別の事	を希望する団体やグループ (以下 「団	
	情」に該当するか否かを検討す	体等」という。) からの申込みに基づ	
	べきであった。	き、当団体等指定の場所に赴いて安	
		全教育を行うものであるが、新型コ	
		ロナ感染症の感染拡大により団体等	
		からの申込みが低調となり、自転車	
		シミュレータの実施時間が未達とな	
		ったものである。	
		新型コロナ感染症の感染拡大時	
		は、政府や大分県から3密の回避、外	
		出自粛要請、集客イベントの自粛要	
		請等がなされるなど、想定の範囲を	
		超える状況が続き団体等を対象とし	
		た本安全教育の実施時間が低調とな	
		らざるを得なかった状況は、契約書	
		に定める「特別の事情」に該当すると	
		判断したものである。	
		このような状況下において、受託	
		業者では運転免許センター(以下「セ	
		ンター」という。) 常設の歩行シミュ	
		レータについて、3密とならないよ	
		う感染対策を執った上で、未達成と	
		なったシミュレータの代替として、	
		運転免許更新等のためセンターに来	
		場した高齢者等へ積極的に声かけを	
		行い、全体として安全教育の業務量	
		を達成したことから委託料の全額を	
		支払ったものである。	
		なお、今後、同様の事例があれば未	
		達理由等を慎重に判断するととも	
		に、その結果は確実に書面化して残	
		すこととしたほか、令和5年度の業	
		務委託においては毎月の実績時間の	
		検証と受託業者との協議を徹底し、	
		各シミュレータの目標時間と実績時	

団 体 名	監査の結果及び意見	措	置	の	内	容	備	考
		間に大き	な乖離	単が生し	じない。	ように取		
		り組んて	ごいる 。					
		【対応済	§]					
	【結果】指摘 28-5						報告	書
	個人情報の取扱いをする者につ						204 ^	ページ
	いての県への届出について							
	対象となる一人の者に対する	監査以	人降、各	契約担	当課に	おいて、		
	届出が確認できず、再発防止策	契約に住	半う届出	書類の)提出に	こ漏れが		
	が望まれる。	ないか確	整認し、	漏れか	らあれば	ば法人に		
		対して申	詩書の	提出を	に促す等	等、緊密		
		に連携し	て再発	防止に	努めて	いる。		
		【対応済	\{\)					
	【結果】指摘 28-6						報告	書
	公益事業積立預金及び収入激減						205 ^	ページ
	対策積立預金の表示科目につい							
	て							
	上記の積立預金は、具体的な	令和 4	4年度決	・算から	。、勘知	定科目を		
	積算根拠や計画がないため、現	「公益事	事業積立	預金」	及び「」	仅入激減		
	金預金及び長期性預金として表	対策積立	Z預金 」	から「	長期性	預金」に		
	示することが望ましい。	変更した	-0					
		【対応済	F]					
	【結果】指摘 28-7						報告	書
	小口現金及び預金管理について						205 ^	ページ
	小口現金については、当該帳	小口瑪	見金につ	いては	、令和	14年 10		
	簿残高と現物が一致しているこ	月分から	5月締金	を 種表を	と作成し	し、現金		
	との照合証跡を残すこと、また、	と照合の)上、結	果を保	管して	いる。		
	預金については、全ての口座を	また、	預金に	ついて	も、令利	自4年10		
	対象として照合することが望ま	月分から	っ 郵便局	引口座 <i>の</i>)入出会	金明細照		
	LV.	会結果を	と出力し	て証跡	がを残っ	すことと		
		しており)、現在	Eは全口	1座の	長簿残高		
		との照合	治結果を	保管し	ている) ₀		
		【対応済	\{\)					
	【結果】指摘 28-8						報告	
	固定資産台帳における備品の管						206 ^	ページ
	理について							
	固定資産台帳における備品の					各が異な		
	管理について、以下のとおりと					こて固定		
	することが望ましい。	資産台帳						
	[1]同一目的かつ同種備品の複					た備品に		
	数単位取得において、備品毎に	ついてに	は、台帳	長情報を	と記載し	したシー		

団 体 名	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備考
	メーカーや購入価額が異なる場	ルの貼付を徹底することとした。	V114 V
	合には、それぞれ異なる管理単	【対応済】	
	位にて固定資産台帳に記載す	1/3/2 7/1	
	る。		
	「2] 固定資産台帳に登録した		
	備品の現物確認が適切に行われ		
	るよう、現物には固定資産台帳		
	に記載のある情報を記したシー		
	ルの貼付を徹底する。		
	【結果】指摘 28-9		報告書
	領収書の書損処理の徹底につい		206 ページ
	τ		
	領収書発行時に書損が発生し	大きく斜線を引いたり、書損印を	
	た場合には、当該書損領収書を	押す等の書損処理について、令和5	
	使用した不正ができないよう、	年2月に職員に周知し、徹底を図っ	
	書き損じた領収書一式につい	ている。	
	て、大きく斜線を引くなどの「書	【対応済】	
	損処理」の徹底が望まれる。		
	【結果】指摘 28-10		報告書
	収入証紙、釣銭用現金の保管に		206 ページ
	ついて		
	当法人では、各現場にて、それ	収入印紙や現金を取り扱う全ての	
	ぞれ収入証紙及び釣銭用現金を	職員に対し、書棚ロッカー等ではな	
	保有しているが、盗難や紛失等	く、適切な金庫で保管するよう、令和	
	のリスクを回避するため、適切	5年2月に周知し、徹底を図ってい	
	な金庫にて保管することが望ま	る。	
	れる。	【対応済】	
株式会社大分フ	【結果】指摘 29-1		報告書
ットボールクラ	経営計画における収益目標につ		210 ページ
ブ	いて		
V	2030 年の収益目標の達成に向	2030 年の収益目標をブレークダウ	
企画振興部	けたロードマップや具体策が不	ンした年度別目標を令和5年12月に	
(芸術文化スポ	足している。収益目標をブレー	策定した。これに基づき事業展開を	
ーツ振興課)	クダウンした年度別目標を定め	行っていく。	
	て、その具体的な施策を検討、実	【対応済】	
	施することが望まれる。		却化士
	【結果】指摘 29-2		報告書
	経理規程や物品調達規程等の整 備について		211 ページ
	規程類は、属人的判断の排除	これまで未整備であった経理規程	
	クスイユニオタタイルよ、/街ノ∖ロンサヤリヤクトリント別トトが	これよく小笠畑へめつた産埋风柱	

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	を通じて業務が標準化されるな	や決裁・稟議規程を令和5年12月に	
	どの一定の効果があることか	整備した。	
	ら、必要な規程類は整備すべき	【対応済】	
	である。		
株式会社別府交	【結果】指摘 30-1		報告書
通センター	法人の経営状況について		213 ページ
	新型コロナウイルス感染症の	法人の経営状況について、継続的	
企画振興部	影響等による利益のマイナスに	にモニタリングを実施する。令和4	
(交通政策課)	より、累積赤字が膨らんでいる	年度以後は、決算が確定した段階で	
	ことから、アフターコロナを見	実績との乖離について検証を行い、	
	据えた法人の展望について出資	今後、累積欠損解消に向けた中長期	
	者の立場から継続的なモニタリ	的な取組の計画策定を検討する。	
	ングを実施していく必要があ	【検討中(検討)】	
	る。		
	【結果】指摘 30-2		報告書
	決算書上の仮払金について		214ページ
	決算書上、適切な科目に振り	令和4年度以降の決算において	
	替えることができる仮払金が計	は、仮払金が残らないよう適切に精	
	上されたままとなっているた	算した。	
	め、決算では適切な科目に振り	【対応済】	
	替えて精算すべきである。		
	【結果】指摘 30-3		報告書
	会議室の有効活用について		214 ページ
	令和3年度の会議室の使用率	令和5年12月から顧客誘致のため	
	は 6.44%と低調であり、有効活用	の他県旅行会社への訪問の際に、食	
	に向けた取組が求められる。	事と会議室利用を合わせた旅行プラ	
		ンの提案書を配布する。利用可能な	
		会議室の料金や時間帯などをHPに	
		掲載し、利用促進を図っていく。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 30-4		報告書
	規程の整備状況について		215 ページ
	給与等に関する規程類は作成	大分県公社等外郭団体に関する指	
	されているものの、財務会計に	導指針に沿うよう、令和6年1月に	
	関する規程等が作成されていな	財務会計及び人事に関する規程を整	
	いため、整備することが望まし	備した。	
	V'o	【対応済】	
一般財団法人大	【結果】指摘 31-1		報告書
分県自動車会議	当法人の今日的役割について		217 ページ
所	当法人への出資の必要性につ	自動車関係諸税の簡素化・軽減に	

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	いて、日常的なモニタリングを	向けた活動、会議所会員や関係団体	DIIS 3
企画振興部	通して、期待する役割が何であ	等と連携しながら交通安全や環境改	
(交通政策課)	るかの視点に立った議論が望ま	善への諸対策を実施していること、	
()()()()()	れる。	自動車産業の発展について意見交換	
		を行っていること等から大分県とし	
		て政策的な観点に基づき出資を継続	
		する必要があると考えるが、引き続	
		き出資の必要性についての議論は継	
		続する。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 31-2		報告書
	令和2年度および令和3年度の		218ページ
	減価償却費の未計上について		
	減価償却費の未計上は、会計	令和4年度決算から減価償却費を	
	上では一般に公正妥当と認めら	確実に計上するよう改め、正当性・妥	
	れた会計処理ではなく、利害関	 当性を確保した適切な会計処理の執	
	係者に対する適切なディスクロ	 行に努めることとした。	
	ージャーとは言えず、適切に計	【対応済】	
	上するよう改めるべきである。		
	【結果】指摘 31-3		報告書
	理事会への理事の出席状況につ		219 ページ
	いて		
	令和2年度および3年度にお	令和5年度から、事前の日程調整	
	ける理事会への理事の出席率が	を丁寧に実施することで、出席率が	
	低い。また、ある理事は、当該期	改善されるよう対応した。	
	間に開催された理事会に一度も	【対応済】	
	出席していない。理事の出席率		
	の改善に改めるべきである。		
公益財団法人大	【結果】指摘 32-1		報告書
分県アイバンク	自主財源の拡大について		222 ページ
協会	自主財源の拡大に向け、今日	既存のクラウドファンディングや	
	のデジタル化の進展に合致した	オンライン寄附サービスが活用でき	
福祉保健部	新たな方策の検討、実施が望ま	ないか検討している。	
(健康づくり支	れる。	【検討中(検討)】	
援課)	【結果】指摘 32-2		報告書
	経理規程等の整備について		222ページ
	法人の規程類の存在は、属人	未整備であった会計処理規程を令	
	的判断の排除を通じて業務が標	和5年3月に策定した。	
	準化されるなどの一定の効果が	【対応済】	
	あることから、必要な規程類は		

団 体 名	監査の結果及び意見	措	置	の	内	容	備	考
	整備すべきである。							
	【結果】指摘 32-3						報告	<u></u>
	一般正味財産の過大な保有につ						223 ^	
	いて							
	一般正味財産が事業規模に比	当協会	は、基	本金の)運用(により運		
	べて、過大な規模となっている。	営してい	るとい	う実態	はがあ.	るが、基		
	県は、この過大な規模の財産を	本金の規	模が適	重正かと	ごうかい	の検討は		
	保有することの是非について議	常時行っ	ていき	たい。				
	論すべきである。	【対応済	:]					
	【結果】指摘 32-4						報告書	書
	内部統制が機能する組織の構築						223 ^	ページ
	について							
	組織としての牽制が効く内部	相互チ	エック	体制を	と構築	するため		
	統制の構築が望まれる。	の事務員	増員や	他団体	*との#	経理業務		
		の混同を	・防ぐた	めの袴	复数金属	庫の導入		
		は、金銭	面等の	課題が	あるた	め、他団		
		体を参考	にしな	おら角	解消策:	を検討し		
		ている。						
		【検討中	(検討	-)]				
公益財団法人大	【結果】指摘 33-1						報告	書
分県環境管理協	11 条検査の受検率向上について						226 ^	ページ
会	浄化槽法第 11 条に定められる					一定数存		
	法定検査の受検率が令和3年度	在すると						
生活環境部	は45.5%と低水準にある。浄化槽	変更や使		-				
(循環社会推進	法第12条の2において、県知事	報更新が						
課)	は浄化槽管理者に対し、11条検	て、協会	• • •					
	査を受けることを担保するため	より、検				-		
	に必要な指導及び助言等をする	清掃情報			-			
	ことができるとされており、当	地調査な						
	団体が県と連携し、受検率の向	槽台帳情						
	上に向けて取り組むことが求め	い、未受	だ検者へ	の受権	発指導	を行って		
	られる。	VIC.	۸ - ۲		-)] [^ ~ !^ +		
						会の検査		
		台帳との						
						水道台帳		
		や事業者						
						現地調査		
		等を実施						
						を活用し		
		て、関係	機関で	゛ 連携し	ンた効:	米旳な党		

団 体 名	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備考
		検率向上への取組についても議論していく。 また、令和6年4月からは協会においても東部支所を開設し、検査体制の強化を図ることとしている。 【対応済】	
	【結果】指摘 33-2 決算書上の仮受金について 決算書上、仮受金が計上され ているため、決算時には可能な 限り精算すべきである。		報告書 227 ページ
	【結果】指摘 33-3 役員のガバナンス体制について 現状、役員数 16 名は全員非常 勤となっており、常勤の役員が 不在である。役員による十分な ガバナンス体制が構築されてい るか検討する必要がある。		報告書 227 ページ
大分県信用保証 協会 商工観光労働部 (経営創造・金 融課)	【結果】指摘 34-1 当法人の業務の履行について 県の所管課は、当法人の審査 や代位弁済、求償権の回収、求償 権償却の処理が、タイムリーか つ適切に行われているかどうか といった点について、具体的に 評価検討した証跡を残しておく ことが望ましい。	協会の業務履行については、県に 提出された各種申請書や報告書等か ら、業務内容について確認を行って いる。 また、数年に一度、国と共同で立入 検査を実施し、協会の保管資料の調 査やヒアリング等を行い、業務履行 の手順や適切性を確認している。 これまで、検査内容がわかる資料 は残していたが、指導過程がわかる 資料は残していなかったため、ご指 摘いただいた意見を参考にしなが	報告書 229 ページ

団体名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
		ら、文書の整理、保管を行う。	
		【対応済】	
株式会社大分放	【結果】指摘 35-1		報告書
送	外郭団体へのモニタリングのあ		233 ページ
	り方について		
商工観光労働部	当法人の決算書類のみでは財	令和4年度決算から、決算書のみ	
(DX推進課)	政状態や経営状況が明らかでな	では勘定科目の内訳の把握等が困難	
	い点が見られるが、その内容を	であるため、各勘定科目内訳明細書	
	具体的に聞き取りした形跡が関	を取り寄せ、必要に応じて団体から	
	係簿冊の中では確認できず、外	直接聞き取りを行う等、経営状況の	
	郭団体の状況を的確に把握しよ	把握・分析に必要な情報を適切に記	
	うとしていない。	録・保存するよう改めた。	
	出資を継続するのであれば、	【対応済】	
	外郭団体へのモニタリング方法		
	を改める必要がある。		
	【結果】指摘 35-2		報告書
	出資の意義について		234 ページ
	県内の情報格差の是正、ラジ	ラジオ・テレビの役割も日々変化	
	オ・テレビ放送の普及を促進す	しているが、現時点では、放送の公共	
	る観点から県が出資した経緯が	性や災害時の情報インフラの確保等	
	あるが、今日、県が求められた役	の観点から、引き続き、県の関与が求	
	割は終えたものと考えられる。	められていると理解しており、出資	
	特定の営利企業との結びつきを	の意義はあると捉えている。	
	継続するよりは、株式譲渡や出	今後、外部環境の変化等を見なが	
	資の払戻し(買取請求)を図るこ	ら、出資の必要性について絶えず検	
	とが望ましい。	証を行っていきたい。	
		【対応済】	
大分朝日放送株	【結果】指摘 36-1		報告書
式会社	外郭団体へのモニタリングのあ		237 ページ
	り方について		
商工観光労働部	決算書類の内容についての聞	令和4年度決算から、決算書のみ	
(DX推進課)	き取りや内容を検討した形跡が	では勘定科目の内訳の把握等が困難	
	関係簿冊の中では確認できなか	であるため、各勘定科目内訳明細書	
	った。	を取り寄せ、必要に応じて団体から	
	出資を継続するのであれば、	直接聞き取りを行う等、経営状況の	
	外郭団体の状況を可能な限り的	把握・分析に必要な情報を適切に記	
	確に把握し、その内容を記録、保	録・保存するよう改めた。	
	管するなど、外郭団体へのモニ	【対応済】	
	タリングを改める必要がある。		
	【結果】指摘 36-2		報告書

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	 備 考
	出資の意義について	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	238 ページ
	県内の情報格差の是正、地上	ラジオ・テレビの役割も日々変化	· •
	波テレビ放送の普及を促進する	しているが、現時点では、放送の公共	
	観点から県が出資した経緯があ	性や災害時の情報インフラの確保等	
	るが、今日、県が求められた役割	の観点から、引き続き、県の関与が求	
	は終えたものと考えられる。特	められていると理解しており、出資	
	定の営利企業との結びつきを継	の意義はあると捉えている。	
	続するよりは、株式譲渡や出資	今後、外部環境の変化等を見なが	
	の払戻し (買取請求) を図ること	ら、出資の必要性について絶えず検	
	が望ましい。	証を行っていきたい。	
		【対応済】	
株式会社エフエ	【結果】指摘 37-1		報告書
ム大分	委託業務の検証について		241 ページ
	毎年、約7百万円の委託料が	今後、委託内容の検証の経緯や結	
商工観光労働部	「県政ラジオ番組制作放送委託	果を記録し、資料を保存することと	
(DX推進課)	等」という名目で支払われてい	する。	
	る。県の資料である外郭団体の	【対応済】	
	経営状況等では、委託料につい		
	て、「事務事業評価、予算編成の		
	際に必要性、効果等を検証し、よ		
	り有効な広報番組となるように		
	取り組んだ」と記載されている。		
	しかし、簿冊の中には委託内		
	容を検証したような資料は残さ		
	れていない。委託内容の検証を		
	実施したのであれば、検証資料		
	や結論を簿冊に残す必要があ		
	る。		
	【結果】指摘 37-2		報告書
	FMラジオを利用した情報提供		242 ページ
	の影響度について		
	今日の社会を見てみると、情	現状、委託事業の効果検証方法と	
	報入手としてのツールにFMラ	して、ラジオの視聴率全体を数値化	
	ジオを選定する人はかなり少な	したデータは存在せず、目標数値と	
	いように見受けられる。	して設定することは難しい。	
	委託料を支払ってまで、FM		
	ラジオで情報を流す必要性がど	会に視聴モニターの協力を募り、視し時者に対している。はおなべになる。	
	のくらいあるのか不明瞭であ	聴者に対し役に立つ情報を発信でき	
	る。委託の効果が見えるよう、何		
	らかの数字目標を定めていただ	していきたい。	

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	
	きたい。	なお、視覚障がい者にとっては、貴	
		重な情報収集媒体としてのニーズが	
		あると把握している。	
		【対応済】	
大分県デジタル	【結果】指摘 38-1		報告書
ネットワークセ	規程の整備状況について		245 ページ
ンター株式会社	定款や運用規約は作成されて	整備が必要な規定の洗い出しを行	
	いるものの、他の規程類が作成	い、令和5年度中に組織規程と経理	
商工観光労働部	されていないため、整備する必	規程の整備を行うこととする。	
(DX推進課)	要がある。もっとも、当法人は現	【対応済】	
	金の取扱いもなく、職員もいな		
	いため、まずは整備が必要な規		
	程を洗い出す必要がある。		
大分県農業信用	【結果】指摘 39-1		報告書
基金協会	計算関係書類の不整合について		249 ページ
	貸借対照表と、貸借対照表及	今回指摘のあった金額の不一致に	
農林水産部	び損益計算書に附属する書類と	ついては、直ちに是正するよう指導	
(団体指導・金	の間で金額が不一致となってい	を行い、団体の会計監査人と協議の	
融課)	るものが散見された。当法人は	上、令和5年6月30日開催の通常総	
	計算関係書類のチェックを適切	会にて修正措置を行った。	
	に行うよう改善すべきであり、	また、不一致の原因については、担	
	所管課は当法人が適切なチェッ	当者の単純な入力誤り等によるもの	
	クを行うよう指導すべきであ	であったことから、ダブルチェック	
	る。	の強化を図る等、今後はチェック体	
		制を強化するよう指導を行ったとこ	
		ろである。	
		県としては、外郭団体において適	
		切なチェックが行われ、今後このよ	
		うな不一致等が生じないよう、継続	
		的に指導を行っていく。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 39-2		報告書
	基金協会の業務の履行について		250 ページ
	県の所管課は、本法人の審査	県は、これまで団体に対し、四半期	
	や代位弁済、求償権の回収、求償	毎に債務保証及び基金状況の報告を	
	権に対する引当・償却の処理が、	求めるとともに、理事会及び常例検	
	タイムリーかつ適切に行われて	査等により適宜情報を把握し、指導・	
	いるかどうかといった点につい	助言に努めているところである。	
	て、具体的に評価・検討した上	個人情報等の観点から収集及び保	
	で、当該資料を保管しておくこ	管が困難な資料も存在するが、可能	

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容備考
	とが望ましい。	な限り、指導過程がわかる資料の整
		理・保管に努めることとする。
		【対応済】
	【結果】指摘 39-3	報告書
	タイムリーな情報公開について	251 ページ
	当法人のホームページにおい	令和3年度の基金等の状況につい
	て、基金等の状況(基金、保証引	ては、令和4年12月2日にホームペ
	受・保証残高、代位弁済・求償権、	ージに掲載されたところである。
	要約貸借対照表、要約損益計算	令和4年6月30日に開催された通
	書)が公開されていたが、令和4	常総会の内容を12月に掲載する等、
	年 11 月 30 日時点で令和 2 年度	タイムリーな情報公開になっていな
	(令和3年3月31日) までのも	いことから、その旨団体へ指導した。
	のしか掲載されていなかった。	今後もタイムリーな情報公開が行
	可能な限りタイムリーな情報	われるよう、団体に対して指導して
	が提供されるよう努められた	いく。
	V,	【対応済】
公益社団法人大	【結果】指摘 40-1	報告書
分県園芸振興基	特定資産について	253 ページ
金協会	特定資産に計上されている特	特定基金と特別基金引当資産につ
	定基金 46 百万円、特別積立金引	いて、財産目録の使用目的の記載内
農林水産部	当資産 50 百万円、特別基金引当	容を変更し、法人の管理運営業務に
(園芸振興課)	資産 100 百万円は一般正味財産	充てる特定資産として保有を継続す
	を財源として積み立てられてい	る。
	る。財産目録の使用目的を見る	一方、特別積立金引当資産につい
	と、「管理活動財源であり、運用	ては、令和5年度決算から、特定資産
	益を管理費の財源としている」	としてではなく、その他の固定資産
	と記載されている。事業に使用	(遊休資産) として計上するよう改
	する目的でなく、特定資産に計	めた。
	上する根拠としては乏しいた	【対応済】
	め、特定資産から取り崩す必要	
	があると考える。	
株式会社大分県	【結果】指摘 41-1	報告書
畜産公社	減損会計の適用について	258 ページ
	町田バーネット牧場と地産ミ	将来キャッシュフローの見積り
農林水産部	ートショップおおいたは直近の	は、中長期経営改善計画(令和3年2
(畜産振興課)	2022年3月期と2021年3月期に	月承認)を基準に、社会情勢の変化等
	おいて継続して、営業活動から	を踏まえて策定した令和5年3月期
	生じる損益がマイナスとなって	事業計画(令和4年6月承認)により
	おり、減損の兆候が生じている。	行っており、将来キャッシュフロー
	その際の将来キャッシュフロ	の算定の結果、減損損失は認識しな

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	ーの見積りについて、過年度に	いとの結論となった。	
	策定した中長期経営改善計画を	現在も毎月、経営改善計画及び事	
	用いているが、その時と現在を	業計画の遂行状況については確認し	
	比べると、社会環境は大きく異	ており、今後も必要に応じ公社の公	
	なったものとなっている。	認会計士等と内容について検討す	
	将来キャッシュフローの見積	3 .	
	りには過去に作成した計画を用	【対応済】	
	いるのではなく、決算時点にお		
	ける状況を加味して見積もる必		
	要がある。		
	【結果】指摘 41-2		報告書
	資産除去債務に関する注記につ		259 ページ
	いて		
	資産除去債務の未計上が許容	資産除去に係る履行時期の見積り	
	されるのは、計上額に重要性が	が困難であり、現時点で合理的な見	
	低い場合、もしくは債務を合理	積りを算定できないことから、資産	
	的に見積もることができない場	除去債務に関する会計基準の適用指	
	合とされている。決算書上では	針設例8に基づき、これまで資産除	
	事業の撤退が予定されていない	去債務を計上していない。	
	という理由で計上していない	指摘を受け、退去を求められたこ	
	が、これは合理的に見積もるこ	とを前提に仮定を設けて原状回復費	
	とができないという理由には該	用の見積りを検討したが、仮定する	
	当しない。	項目が多岐にわたり、資産除去債務	
	また、所管課から合理的に見	の見積金額が仮定条件毎で大きく変	
	積もることができない理由が追	動するため、合理的に見積ることが	
	加的に提出されたが、そのよう	できなかった。このため、当該業務に	
	な場合は合理的な仮定を設定し	係る資産除去債務は計上しないこと	
	て見積もることが一般的な実務	と結論づけた。	
	では行われている。	【対応不可】	
	合理的な仮定を設けて原状回		
	復費用の見積りを行い、資産除		
	去債務を計上する必要がある。		
周防灘フェリー	【結果】指摘 42-1		報告書
株式会社	法人の存在意義について		263 ページ
	当法人は、財政状態及び経営	本県と中国地方を結ぶ、唯一の航	
農林水産部	成績が芳しくない状況が続いて	路として重要な航路であるが、指摘	
(漁港漁村整備	いる。高速道路等の陸上経路等	を受けて、出資については航路の重	
課)	が十分に整備されている状況を	要性と他のフェリー航路等の状況を	
	鑑みれば、当法人の存続意義に	考慮し、検討していきたい。	
	ついてより一層の議論がなされ	委託については、令和3年度及び	

団 体 名	監査の結果及び意見	措置の内容	備考
	るべきであろう。出資や委託の	令和4年度にコロナ禍で利用者が減	
	 廃止を検討すべき段階にあると	 少している交通機関の早期利用回復	
	 判断される。	を図るため、本県に航路を持つ全フ	
		ェリー会社に商品造成・販売委託を	
		実施したものであり、令和5年度は	
		実施していない。今後もフェリー航	
		路の利用を促進するために必要な支	
		援について検討していきたい。	
		【検討中(対応進行)】	
	【結果】指摘 42-2		報告書
	規程類の整備状況について		264 ページ
	規約類が就業規則しか整備さ	整備が必要な規定の洗い出しを行	
	れていないため、大分県公社等	い、令和5年8月に事務分掌規程、公	
	外郭団体に関する指導指針にお	印取扱規程、会計経理規程、財産物品	
	いて定められている他の社内規	管理規程を整備した。	
	程類についても、法人の状況に	【対応済】	
	応じて整備することが望まれ		
	る。		
公益財団法人大	【結果】指摘 43-1		報告書
分県防犯協会	内部取引の消去について		268 ページ
	令和3年度の貸借対照表に計	当該立替金については、令和4年	
警察本部	上されている立替金 2,970 円が	4月に使用する会場の借上費を令和	
(生活安全企画	内部取引として相殺消去されて	3年度に支払ったため生じたもの。	
課)	いない。	今後は、会議の開催時期を調整する	
	内部取引については年度内に	など、内部取引の処理が年度跨ぎと	
	相殺消去されるよう処理を改善	ならないようにする。	
	すべきである。	【対応済】	
	【結果】指摘 43-2		報告書
	県の規程の準用について		268 ページ
	規程については、条例等県の	団体の規定等を確認したところ、	
	規程を安易に準用することな	就業規則と給与規定が県の規定を準	
	く、可能な限り法人の実態に応	用する内容となっていた。令和6年	
	じて設定することが望ましい。	度中に、団体の業績、経営状況等に応	
	県が防犯協会を外郭団体と位		
	置付けるのであれば、指導指針	【検討中(対応進行)】 	
	に沿った指導監督をしていく必		
	要がある。		40 44 ±
	【結果】指摘 43-3		報告書
	補助金の見直しについて	THE VITAN MAINT WITH A VALUE AND A VALUE A	268 ページ
	当法人では、自転車防犯登録	防犯登録件数の減少に伴い、事業	

団 体 名	監査の結果及び意見	措 置 の 内 容	備考
	手数料などの事業収益や会費等	収益が減少する中、犯罪防止等の目	
	の収入が一定程度見込まれるこ	的に対して効果的な事業を行ってい	
	とから、法人への恒常的な補助	くために必要な経費として、令和5	
	金額を削減するといった対応を	年度の補助金額は 180 万円とした。	
	検討することが望ましい。	今後も法人の経営状況、事業の効果・	
		必要性等を考慮し、適正な補助金額	
		であるかの見極めを行う。	
		【対応済】	
	【結果】指摘 43-4		報告書
	見積合わせの効果について		269 ページ
	県内各地区への配布物購入	令和5年度から、「3社による見積	
	(広報・啓発活動) に際し、2者	合わせ」「防犯グッズ専門の大手業者	
	の見積合わせが実施されてい	を参入させる」など、見積合わせがよ	
	る。当該見積合わせにおいては、	り効果的に実施されるように努めて	
	特定の業者が参加した一定のケ	いる。	
	ースでは当該特定の業者が選定	【対応済】	
	される結果となっている。		
	見積合わせが、競争原理を働		
	かせ、経済性を追求する目的で		
	実施されているのであれば、契		
	約方法や見積提出者の選定を見		
	直すこと等により、一層効果的		
	に目的を実現できるよう努める		
	ことが望ましい。		

(注)表中の「報告書」とは、令和5年3月31日付大分県報(監査公表)に登載の監査委員公表第704号により公表された「令和4年度包括外部監査結果報告書」である。